



史跡 桧山城跡

保存管理計画書

平成
20年

南越前町教育委員会

史跡 桧山城跡

[保存管理計画書]



2008

福井県南越前町教育委員会

史跡 桧山城跡 保存管理計画書

2008

南越前町教育委員会



1 桧山城跡空中写真



2 東御殿礎石建物



3 二ノ城戸跡外濠



4 居館跡空中写真



5 居館跡・一ノ城戸



6 居館跡出土遺物

序 文

袖山城跡は、鎌倉時代末期、瓜生保の父・衡によって築城されたと言われています。その後、天正元年（1573）に織田信長の北陸攻めにより廃城となる約250年間ものあいだ、越前の玄関口を護る城としてその役割を果たしました。

山城跡をはじめとした良好に残る数多くの遺構を保護するため、昭和9年に国史跡の指定を受け、昭和54年には城下の居館跡と二ノ城戸跡が追加指定となりました。現在は町のシンボルとして、歴史学習の場としてだけでなく、豊かな自然が残るハイキングコースとしても町内外の多くの人々に親しまれています。

このような袖山城跡を保存・活用し、末永く後世に継承していくことが、私たちに課せられた責務であると考えます。

この計画は、袖山城跡の保存管理計画の基本方針と今後の方向性を示したもので、これを保存し整備を図ることは本町にとって重要なことであり、地元住民の方をはじめとする多くの方々のご協力を得ながら事業を推進して参りたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導を賜りました委員の皆様や関係機関の皆様に対し、深く感謝申し上げてご挨拶いたします。

平成20年3月

南越前町教育委員会 教育長 鈴木和男

例　　言

1. 本書は、南越前町教育委員会が平成18年度・平成19年度の2ヶ年にわたり、国の補助を受けて実施した国指定史跡「柿山城跡」の保存管理計画策定事業の成果である。
2. 本事業の実施にあたっては、「史跡柿山城跡保存管理計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財部記念物課及び福井県教育庁文化課の指導のもとに進めた。事務局は南越前町教育委員会に置いた。
3. 計画書の作成は、委員会での審議をもとに事務局が担当した。
4. 付図については、株式会社帝国コンサルタントに業務を委託して作成した現況地形図の縮小編集図(1/5,000)を用いた。
5. 自然環境調査は、株式会社日本海コンサルタントに業務を委託して作成した調査報告書の一部と図面を用いた。



目 次

【本編】

第1章 保存管理計画策定に至る経緯

第1節 保存管理計画策定の目的.....	1
第2節 保存管理計画策定の経過.....	2

第2章 史跡袖山城跡とその環境

第1節 自然環境.....	5
第2節 社会的環境.....	24
第3節 歴史的環境.....	26

第3章 史跡袖山城跡の現状

第1節 史跡指定と指定地の現状.....	35
第2節 史跡整備の状況.....	48

第4章 保存管理計画

第1節 基本方針.....	57
第2節 保存管理地区の設定.....	58
第3節 保存管理基準.....	61

第5章 整備活用計画

第1節 基本方針.....	67
第2節 整備活用計画の骨子.....	68

【資料編】

I－現状変更許可申請について.....	74
II－土木工事等に関する埋蔵文化財の取扱い手続きについて.....	76
III－土石流危険渓流調査報告書.....	80

【付 図】

袖山城跡 史跡指定区域図 1/5,000

挿図・挿表・写真 目次

【挿 図】

第 1 図	南越前町地形図	5	第 15 図	居館跡史跡指定範囲図	40
第 2 図	袖山城跡周辺地形図	8	第 16 図	山麓史跡指定地見取図	41
第 3 図	袖山城跡周辺地質図	9	第 17 図	土地所有状況図	43
第 4 図	阿久和産出の散在化石資料	10	第 18 図	土地利用状況図	45
第 5 図	空中写真地形判読結果	11	第 19 図	土砂災害警戒区域等指定図	46
第 6 図	現存植生図	12	第 20 図	発掘調査位置図	49
第 7 図	主要遺跡分布図	26	第 21 図	二ノ城戸跡・飽和宮跡調査位置図	50
第 8 図	指定・登録文化財分布図	29	第 22 図	袖山城跡張図	51
第 9 図	阿久和集落の地籍合成図	31	第 23 図	居館跡調査位置図	52
第 10 図	袖山城跡と周辺の中世城館	34	第 24 図	居館跡遺構配置図	53
第 11 図	袖山城跡史跡指定範囲図	35	第 25 図	西御殿・東御殿整備状況図	54
第 12 図	二ノ城戸跡史跡指定範囲図	38	第 26 図	環境整備状況図	56
第 13 図	和田屋敷史跡指定範囲図	39	第 27 図	保存管理計画ゾーニング図	65
第 14 図	野勢見屋敷史跡指定範囲図	39	第 28 図	主要文化財・資源・施設分布図	71

【挿 表】

表 - 1	委員会の構成	3	表 - 12	主要遺跡一覧表	27
表 - 2	気温・降水量・積雪量	7	表 - 13	指定・登録文化財一覧表	28
表 - 3	「袖山の植物」掲載種	14	表 - 14	袖山城跡連年表	33
表 - 4	「袖山の植物」掲載貴重種①	14	表 - 15	地目別の面積比率	42
表 - 5	「袖山の植物」掲載貴重種②	15	表 - 16	遺跡別の土地所有状況	42
表 - 6	袖山城跡周辺の貴重な植物	16	表 - 17	地目別の面積比率	44
表 - 7	福井県の哺乳類相	17	表 - 18	遺跡別の土地利用状況	44
表 - 8	福井県で記録された両生類	19	表 - 19	発掘調査の経過	48
表 - 9	福井県で記録された爬虫類	20	表 - 20	保存管理地区のゾーニング	58
表 - 10	袖山城跡周辺の貴重な昆虫	21	表 - 21	保存管理基準表 1	64
表 - 11	袖山城跡周辺の貴重な動物	22	表 - 22	保存管理基準表 2	64

【写 真】

表紙 - 表	日野川から見た袖山城跡		写真 13	東御殿礎石建物	49
表紙 - 表	袖山城跡西御殿付近		写真 14	二ノ城戸跡整備風景	50
口絵 1	袖山城跡空中写真		写真 15	飽和宮跡調査区全景	50
口絵 2	東御殿礎石建物		写真 16	居館跡調査区全景	53
口絵 3	二ノ城戸跡外濠		写真 17	整備直後の東御殿	55
口絵 4	居館跡空中写真		写真 18	現在の東御殿	55
口絵 5	居館跡・二ノ城戸		写真 19	整備直後の西御殿	55
口絵 6	居館跡出土遺物		写真 20	現在の西御殿	55
写真 1	袖山城跡遠景	1	写真 21	整備直後の二ノ城戸跡	55
写真 2	会議風景	4	写真 22	現在の二ノ城戸跡	55
写真 3	山頂付近のブナ林	13	写真 23	登山道の整備	56
写真 4	山腹の落葉広葉樹林	13	写真 24	上空からみた袖山城跡	57
写真 5	貴重な動物	23	写真 25	二ノ城戸跡 山裾の土塁	59
写真 6	花はすの観賞園	25	写真 26	山麓の阿久和集落	60
写真 7	木ノ芽峠	26	写真 27	八王子城跡	60
写真 8	今庄の町並み	27	写真 28	茶臼山城跡	63
写真 9	袖山から望む越前市方面	32	写真 29	黒山城跡	63
写真 10	居館跡・二ノ城戸	41	写真 30	袖山たいまつ登山のようす	69
写真 11	館手・和田屋敷	41	写真 31	袖山山頂から立ちのぼる狼煙	70
写真 12	殿池整備状況	49			

第1章 保存管理計画策定に至る経緯

第1節 保存管理計画策定の目的

榎山城跡は、福井平野の南端、日野川上流の狭い谷に南条山地の山脈が迫る、榎山山頂に築かれた山城で、越前府中からも近く、北陸道が麓を通過する交通の要所に位置している。山頂の山城とともに山麓にも居館跡、城戸跡など多くの遺構が遺存していることから、昭和9年、国の史跡に指定された。以来、良好に残る歴史環境とそれらを育んだ豊かな自然環境の保存が図られ、昭和45年から昭和56年には第1次の保存環境整備事業を実施し、昭和54年には史跡の追加指定を受けている。今後も榎山城跡を地域の財産として恒久的に保護し、地域の歴史を学ぶ場、散策や憩いの場、さらには地域を代表する文化的観光資源としても活用を図っていく必要がある。

史跡指定地は、約200haの広大な範囲に及んでおり、保存活用のための事業も長期にわたり、内容も多様化している。今後は、遺構の内容・環境などの調査に基づき、史跡指定地等の取り扱いに関わる基礎的事項や方針を決定するとともに、史跡指定地及び周辺部を必要に応じて区分し、土地公有化、史跡指定地の拡大、発掘調査・整備の優先順位やそのあり方などの方向性を定めることを目的とする。



写真1 榎山城跡遠景

第2節 保存管理計画策定の経過

保存管理計画の策定にあたっては、「史跡等保存管理計画策定事業」として国の補助金の交付を受け、平成18・19年度の2ヶ年事業として実施した。

平成18年度 ○現況地形図の作成

平地部(76ha) 1/1,000

山地部(220ha) 1/2,500

縮小図(296ha) 1/5,000

○保存管理計画策定委員会の設置

委員会を設置し、協議した。

平成19年度 ○自然環境調査の実施

現地調査(植生・防災)

文献調査(気象・地形・地質・植物・動物)

○保存管理計画の策定

委員会において協議した。

○保存管理計画書の印刷

(1) 現況地形図の作成

袖山城跡は、山城跡が存在する山地部分と城下集落が存在する平地部分で構成されており、それぞれにおける史跡(城跡)の基本的構成、立地環境、土地利用等が異なるため、図化においては、平地部分を縮尺1/1,000、山地部分を縮尺1/2,500で基本図を作成した。また、それぞれを縮尺1/5,000に縮小編集し接合した図面を作成した。

図化にあたっては、新規の航空写真測量は行わず、平地部分においては「南越前町上下水道台帳図」の測量データを使用して修正図化を行い、山地部分においては「福井県砂防基盤図データ」を借用して追加図化を行った。

(2) 自然環境調査の実施

保存管理計画の策定にあたり、史跡指定地内の自然環境を把握し、今後の史跡保存・整備・活用を推進するための指針とする目的として調査を実施した。

調査は、主な自然環境構成要素のほか、調査は基本的に文献調査(既存資料を整理収集)を中心に行い、植生及び防災面(急傾斜地等の調査)に関する現地調査を実施した。

(3) 委員会の設置

平成19年3月、「史跡袖山城跡保存管理計画策定委員会」を設置した。委員会は史跡整備・歴史学の専門家と地元代表の方々を加えて組織し、委員長には藤原武二福井県文化財保護審議会会长にお願いした。委員会において、事務局の提案事項を審議して頂き、意見を集約していく方法で計画の策定を進めた。

第1回会議	平成19年3月12日（於：南条文化会館） 委嘱状交付、基本方針、計画書の内容、今後の作業について
第2回会議	平成20年1月8日（於：南条文化会館） 自然環境調査報告、整備活用計画について
第3回会議	平成20年3月21日（於：南条文化会館） 計画書の最終校正、今後の史跡整備について

表-1 委員会の構成

順不同・敬称略（平成19年3月現在）

氏名	現職等名	専門
(委員)		
○藤原 武二	福井県文化財保護審議会会长	造園
水野 和雄	一乗谷朝倉氏遺跡資料館副館長	考古
外岡 慎一郎	敦賀短期大学地域総合科学科教授	歴史
(地元委員)		
加藤 穀	南越前町文化財保護委員会委員長	郷土史
嶋崎 義信	阿久和区長	
(オブザーバー)		
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	史跡
吉岡 泰英	福井県文化課文化財保護室長	建築史
工藤 俊樹	福井県文化課文化財保護室主任	考古
(事務局)		
鈴木 和男	南越前町教育委員会教育長	
澤嵩 秀樹	南越前町教育委員会事務局長	
玉村 幸一	南越前町教育委員会学芸員	
細丸 妙子	南越前町教育委員会学芸員	

○は委員長

第2節 保存管理計画策定の経過

史跡袖山城跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、史跡袖山城跡の保存管理のため必要な計画を策定するために設置される史跡袖山城跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、決定するものとする。

- (1) 史跡袖山城跡の保存管理計画の策定に関すること。
- (2) 史跡袖山城跡の調査・保存・管理・整備に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項。

(組織及び委員会)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

- (1) 委員は考古学、歴史学、造園学等の専門的知識を有する者及び地元代表者等のうちから、南越前町教育委員会が委嘱する。
- (2) 委員の任期は、委嘱した日から平成20年3月31日までとする。
- (3) 委員会には、委員が互選した委員長を置く。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長がその議長となる。

(事 務 局)

第5条 委員会の事務局は、南越前町教育委員会に置く。

(そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度、委員会が定める。

(附 則)

この要綱は、平成19年3月12日から施行する。



写真2 会議風景

第2章 史跡袖山城跡とその環境

第1節 自然環境

(1) 位置と地理的環境

史跡袖山城跡が所在する南条郡南越前町は、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置する。福井平野の南端部と日野川上流の山間部、日本海沿岸の海岸部からなり、人口は約12,300人、面積は343.84km²と福井県全体の8.2%を占めている。

町の中央を南北に日野川が横断し、上流部の山間地に豊かな森林に恵まれた今庄地区、下流部には南条地区の整備された田園地帯が広がっている。また、町の西側に位置する河野地区は、暖流と寒流が合流する好漁場である若狭湾に面しており、河野川など複数の河川が日本海へ注いでいる。

地形は極めて急峻で、延長約30kmの柳ヶ瀬断層が滋賀県の琵琶湖西岸から県境の柄ノ木峠を経て板取付近に至る断層崖を形成し、さらに北西延長方向の甲楽城断層では、標高差200～300mの断層海岸が展開する。日野川周辺やその支流沿いの平野部を除いては山林で占められており、総面積の92%に及ぶ。



第1図 南越前町地形図 (1/250,000)

(2) 気象

気候

福井県の気候は、冬季の季節風による多雪と曇天、日本海に発達した低気圧が通過するときに見られるフェーン現象、東海地方に比べて梅雨現象があまり顕著でないことなど、日本海型気候の北陸型の特徴が見られる。積雪は県内全域に及ぶが、とりわけ加越山地、西谷以西の越美山地は3mを越す豪雪地域である。積雪期間は、年によりかなりの変動はあるが、南越前町が位置する内陸平野部では60～80日である。また同緯度の太平洋側と比較すると、年間を通じて多雨であるが、大体の傾向として夏高温少雨、冬低温多雨（雪）といえる。

県内の気候を大別すると、一つは冬季の積雪はあるものの対馬海流の影響を受け、比較的温暖な嶺南地方と嶺北地方西側の低山地、一つは、気温も低く、冬季の積雪や梅雨期などに降水量の多い奥越地方の山間部（加越・越美山地）に分けることができる。

気温・降水量・積雪量

柿山城跡に近い今庄観測所で観測された、過去10年間及び2007年の気温、降水量、積雪量の観測値を表-2に示す。

2007年の平均気温は13.5℃で、年間の最高気温は36.2℃、最低気温は-5.3℃である。福井平野を北方に流れる日野川上流域、南条山地に位置する柿山城跡は、県内において勝山、大野地区と並んで気温が低い地域である。

福井県は、12月から1月にかけて降水量が最多となり、全国でも多雨域に属する。県内の年降水量は、少ない所でも2,000mmであり、大野市西谷地区から南越前町柄ノ木峠にかけては降雪量も多く、降水量は3,000mmに達する。また、年降水量は山間部で多く、海岸部で少ない傾向がある。福井県では、初雪の平年が12月上旬、終雪の平年が3月下旬であることから、冬季の降水量はほとんどが雪とみなされる。

表-2 気温・降水量・積雪量(今庄観測所)

年／月	気温(℃)			降水量(mm)			雪(寒候年・cm)		
	日平均	最高	最低	合計	日最大	1時間最大	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
1998	13.9	33.6	-5.3	2,993	137	63	275	30	66
1999	13.2	33.9	-8.1	2,741	109	30	458	41	97
2000	13.2	35.7	-4.6	2,057	89	32	463	45	65
2001	12.9	34.9	-6.7	2,679	116	24	608	50	163
2002	13.2	35.1	-5.2	2,829	96	31	442	34	66
2003	13.1	34.2	-6.7	2,570	57	36	362	32	48
2004	14	35.2	-6.5	2,621	141	45	442	31	98
2005	12.8	34.2	-5.6	3,475	106	41	650	48	131
2006	13	36.5	-8.4	2,428	131	24	842	56	174
2007	13.5	36.2	-5.3	2,421	87	60	152	25	30
2007/1	2.7	12.8	-5.1	185	29	12	28	9	11
2007/2	4.4	16.4	-5.3	138	29	8	30	16	16
2007/3	5.8	22.4	-3.1	184	42	6	48	25	29
2007/4	10.6	27.2	-1.3	76	20	9	0	0	0
2007/5	16	29.6	5.5	184	47	12			
2007/6	20.6	30	11.6	254	61	35			
2007/7	22.6	29.6	16.9	239	51	23			
2007/8	26	36.2	16.2	220	69	60			
2007/9	23.4	33.1	15.3	129	30	11			
2007/10	15.5	27.9	6.5	130	39	29			
2007/11	9	20.2	-0.4	205	58	11	0	0	0
2007/12	5.3	15.3	-1.8	477	87	10	39	16	21

(注) 値)：準完全値 値)：資料不足値 (2007年は準完全値、資料不足値が含まれるため、月別の観測値と年間の観測値に整合が取れない箇所が見られるが、値はすべて公開資料による)

出典：「気象庁 気象統計情報」 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>

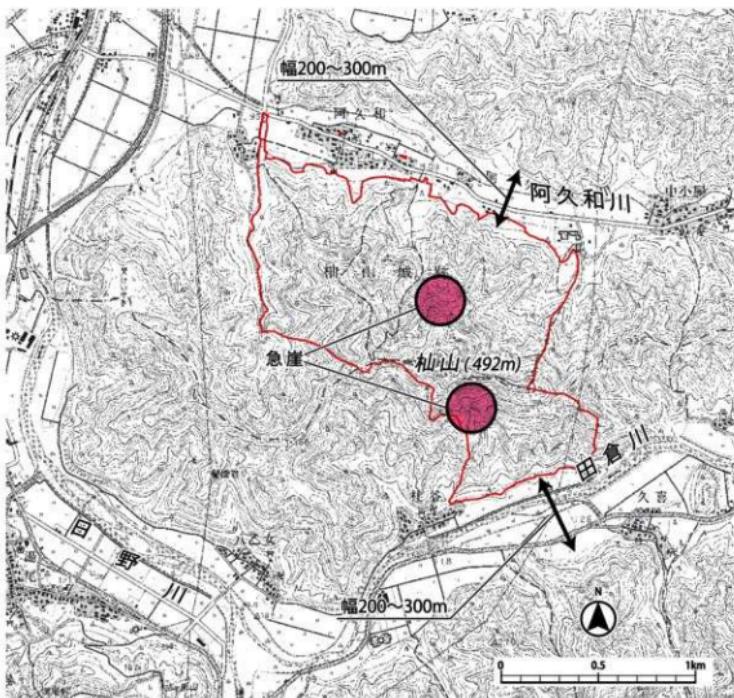
(3) 地形・地質

地形の概要

『福井県自然環境保全基礎調査報告書』(福井県、昭和51年)によれば、福井県は22の地形区分に分類され、榎山城跡は南条山地に属する。周辺の地形を第2図に示す。

榎山城跡のある山地は河谷による開析がよく進み、細い山嶺線、深い谷が目立つ。河谷では、榎山の南北にそれぞれ田倉川、阿久和川が流れしており、幅200～300mの平野部を形成しているが、これらにより榎山は孤立している。また、山頂(492.1m)の北側斜面及び南側斜面は急崖を呈している。

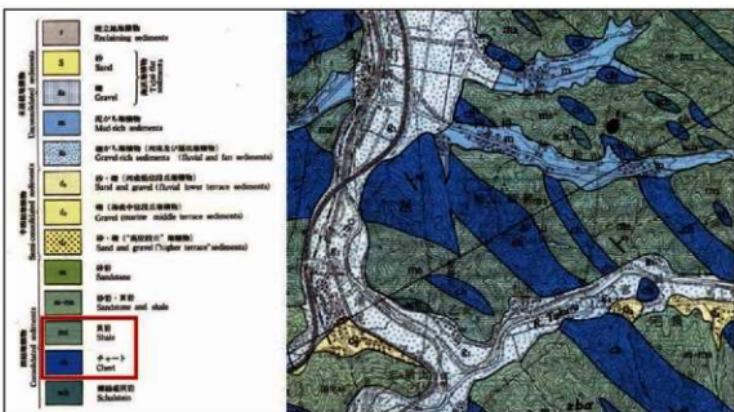
このように南北を河川に挟まれ、山麓が急崖を呈する山容であることにより、侵攻が困難な城として榎山城が築城された要因になったものと思われる。



第2図 榎山城跡周辺地形図 (1/25,000)

地質の概要

『土地分類基本調査 竹波・今庄』(福井県、1986)によれば、袖山城跡周辺の地層は大きく二つに分けられる(第3図)。一つは頁岩を主体とする地層で、もう一つは砂岩・チャートを主体とする地層である。



第3図 袖山城跡周辺地質図

頁岩層は海底地すべり堆積物であり、この中には砂岩層のみならず、異地性の輝緑凝灰岩、チャート、及び石灰岩が含まれている。海底地すべり堆積物であるため、各種の岩塊が雑多に混じり合っており、地層面がはっきりと認定できない。

砂岩・チャート層は砂岩、砂岩・頁岩互層、及び厚層チャートで特徴付けられる。チャートは走向方向に連続性のよいものと、連続性に乏しいものとが存在する。連続性が乏しい場合はレンズ状の岩塊であると思われる。

頁岩はチャートを取り囲むように分布しているが、両者の境界の大部分は断層であり、本来の構造的・層序的関係は不明である。

山麓の溪流にはチャートの転石が多く確認できる。チャートは非常に硬質であるため、急崖を形成しやすい。したがって、袖山城跡の東御殿直下の急崖をはじめ、本丸南側斜面の急崖はチャートによるものであると考えられる。

また史跡とは異なるが、『福井県のすぐれた自然 地形・地質』(福井県、1999)には、福井県を代表する特異な地質として、袖山近傍の阿久和地区のチャートから産出した二疊紀放散虫化石が紹介されている(第4図)。

74 南条町阿久和の二疊紀放散虫化石

位 置 南条町阿久和

メッシュ番号 604

選定理由 I

区分 B

文献コード HA8202

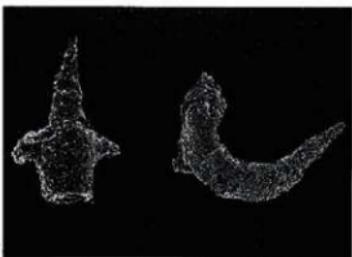


南条山地に発達する層状チャートの多くが示す放散虫年代は三疊紀およびジュラ紀前期である。南条町阿久和集落付近には、美濃帯に属する南条山地における二疊紀放散虫化石を産出する数少ない露頭の一つがある。ここに分布する二疊紀の放散虫化石を含む岩石は、やや灰青緑色を呈する層状チャートである。野外調査により、このチャートはジュラ紀頁岩基質中の巨大な異性性岩塊であるとみなされている。このチャートより産出する放散虫化石は、*Pseudoalbaillella simplex*, *Pseudoalbaillella U-forma*などであり、これらは今から約2億5000万年前（古生代二疊紀後期）の地質時代を示す。この近くには二疊紀の石灰岩や緑色岩も散在し、南条山地の混在岩相（春日野相）の典型的組み合わせが分布している。南条山地で初めて二疊紀放散虫が確認された地点である。

保護の現状と留意点

露頭は小さく、露出はよくないが、福井県の二疊紀放散虫化石を産する露頭は少ないので、是非残してほしい。前回調査以降人為的な改変はない。チャートは硬く、風化しにくいので、吹き付けや、大きな改変をしない限り、現状のままで保存できるであろう。

(調査者 梅田美由紀、中川豊美雄)



南条町阿久和産二疊紀放散虫化石

第4図 阿久和産出の放散虫化石資料

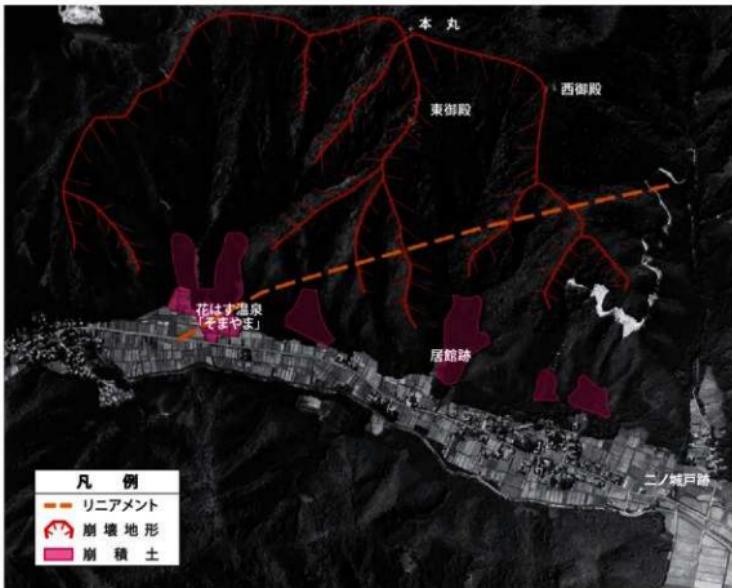
空中写真判読

調査地周辺の地形・地質特性を把握するため、1/10,000 の空中写真（昭和 50 年撮影）を使用して、空中写真判読を行った。使用した空中写真是以下のとおりである。

- C CB - 75 - 24 C2 - 13
- C CB - 75 - 24 C2 - 14
- C CB - 75 - 24 C2 - 15

判読結果を第 5 図に示す。袖山は崩壊地形が多く認められ、崩壊地下の平野部との接点では崩積土が堆積している。居館跡や花はす温泉の施設は崩積土上に建築したものと考えられる。

また、右上から左下に向かって延びるリニアメント（線状模様）が確認でき、断層等による地質構造上の脆弱部が想定できる。ただし、『日本の活断層一分布図と資料一』（活断層研究会編、1991）では、活断層としての記載はないことから、危険度は低いと思われる。



第 5 図 空中写真地形判読結果（南が上）

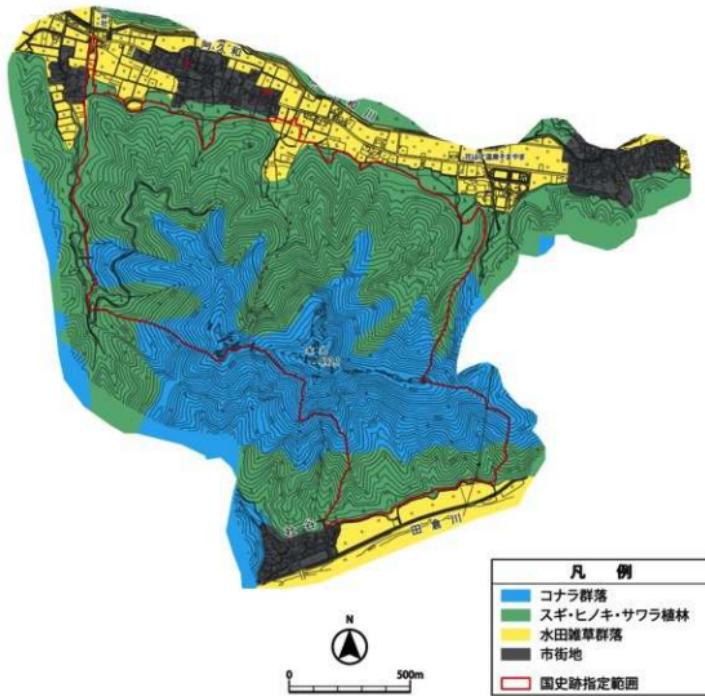
(4) 植 物

植 生

杣山城跡周辺の潜在植生は、ヒサカキーコナラ群集、ヤマツツジーアカマツ群集に区分されている（『みどりのデータバンク報告書』（福井県、昭和60年））。

また、環境省が自然環境保全基礎調査の一環として植生調査を実施し、全国の現存植生図を整備している。これによると杣山城跡周辺の植生は、ヤブツバキクラス域代償植生のうち、コナラ群落が山頂部から広域的に分布し、山麓・谷筋にはスギ、ヒノキ、サワラ植林が広く分布している。公開されている現存植生図を参考にして、当該地域における現存植生図を作成し、第6図に示す。

（参考 URL : http://www.biodic.go.jp/kiso/map/sy_map_f.html）



第6図 現存植生図 (1/20,000)

また、現地調査により山頂付近や尾根の標高400m～450mの地点では、ブナ林が分布し、ミズナラやコシアブラ、アカマツ、サクランボ類等の高木のほか、マルバマンサク等の低木、イワナシ等の小低木、トキワイカリソウ等の草本類が見られた。

ブナ林下部の山腹は、急峻な地形で、植生はマルバマンサクが優先する多雪型クリーコナラ林が分布する。クリーコナラ林は、コナラ、クヌギ、クリ等の落葉高木とアカマツの常緑針葉樹を主体とした樹林となっている。林床には、ウラジロガシやソヨゴ、ユズリハ等の常緑広葉樹が生育している。

本丸（山頂 標高：492.1m）、西御殿、東御殿及び造成され植生が喪失した芝生広場や登山道には、ツツジ類等が植栽されており、人工的な要素が多く入っている。

山麓や谷筋、ふもとから林道沿いには、高いところで標高250m付近までスギが植林されている。



写真3 山頂付近のブナ林



写真4 山腹の落葉広葉樹林

植物相

対象地区である袖山の植物相は、『福井市自然史博物館研究報告 第47号』(福井市、2000)で、出村幹英氏が「袖山の植物」を報告している。維管束植物を対象として行った調査であり、全493種が確認されている。

表-3 「袖山の植物」掲載種

種名	種数
シダ植物	73
裸子植物	6
双子葉離弁花植物・草本	111
双子葉離弁花植物・木本	100
双子葉合弁花植物・草本	84
双子葉離弁花植物・木本	33
單子葉植物	86
計	493

これらの植物のうち、貴重種（福井県RDB、環境省RDB、環境省RL（レッドリスト））に指定されている種及びその指定状況を表-4、表-5に示す。併せて、『福井県の絶滅のおそれのある野生植物－福井県レッドデータブック（植物編）－』(福井県、2004)に記載されている種は、その選定理由を示した。

表-4 「袖山の植物」掲載貴重種①

1	名称：ヌカイタチシダモドキ（オシダ科） 福井県RDB：要注目 生育環境：山地の林床 福井県RDB選定理由：生育地は限られ、個体数も少ない。	
2	名称：ギフベニシダ（オシダ科） 福井県RDB：県域準絶滅危惧 生育環境：山地の林床や林縁 福井県RDB選定理由：生育地、個体数とも少ない。	

表-5 「松山の植物」掲載貴重種②

3	<p>名 称：キバナノアマナ（ユリ科）</p> <p>福井県 RDB：県域絶滅危惧Ⅰ種</p> <p>生育環境：山地の草地や疊林下</p> <p>福井県 RDB 選定理由：生育数、個体数ともに少なく絶滅の危機にさらされている。</p>	
4	<p>名 称：タキキビ（イネ科）</p> <p>福井県 RDB：県域準絶滅危惧</p> <p>生育環境：暖地の林内</p> <p>福井県 RDB 選定理由：森林伐採等の影響を受け減少傾向にある。</p>	
5	<p>名 称：ヤマトミクリ（ミクリ科）</p> <p>福井県 RDB：県域絶滅危惧Ⅱ種</p> <p>生育環境：池沼、溜池、用水</p> <p>福井県 RDB 選定理由：河川改修や、水質の悪化により生育数、個体数ともに減少。</p>	
6	<p>名 称：クロヤツシロラン（ラン科）</p> <p>福井県 RDB：県域絶滅危惧Ⅰ種</p> <p>生育環境：照葉樹林、竹林の林床</p> <p>福井県 RDB 選定理由：全国的にも稀産種。</p>	
7	<p>名 称：トキホコリ（イラクサ科）</p> <p>環境省 RL (H 19.8)：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)</p> <p>環境省 RDB (H 18.12)：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)</p>	
8	<p>名 称：イヌタヌキモ（タヌキモ科）</p> <p>環境省 RL (H 19.8)：準絶滅危惧</p>	

貴重な植物

『福井県の絶滅のおそれのある野生植物－福井県レッドデータブック（植物編）－』（福井県、2004）に指定されている植物は458種である。

これらのうち、袖山城跡周辺で分布が確認されているのは44種である。表-6にカテゴリー別一覧を示す。

表-6 袖山城跡周辺の貴重な植物

カテゴリー	種 数	種 名
県域絶滅	—	—
県域絶滅危惧Ⅰ類	14	フジシダ ミズキカシグサ アオホオズキ イナベアザミ セキショウモ ヒメニラ ミノコバイモ キバナノアマナ ユウスゲ サギスゲ サルメンエビネ クロヤツシロラン ヒメフラスコモ フタマタフラスコモ
県域絶滅危惧Ⅱ類	11	ヒロハハナヤスリ ノダイオウ マツモ ノウルシ ミズマツバ ミズユキノシタ ハイタムラソウ ナペナレンブクソウ ヤマトミクリ トキソウ
県域準絶滅危惧	9	ギフベニシダ ビロードシダ カラハナソウ ミツバベンケイソウ ミツガシワ タキキビ ヤシャダケ ナガエミクリ シャジクモ
要注目	10	ヌカイタチシダモドキ ホテイシダ ナガオノキシノブ ヒメノキシノブ ミヤマノキシノブ リュウキンカ モウセンゴケ アカネスマレ オオヒナノウスツボ ミヤマホタルイ
計	44	

(5) 動 物

哺乳類

『福井の鳥とけものたち』(福井県自然環境保全調査研究会鳥獣部会、1998) 及び『福井県の絶滅のおそれのある野生動物』(福井県、2002) によると、福井県の哺乳類相は計7目19科48種の陸生哺乳類の分布・生息が記録されている。これらには、外来種(導入種または帰化種等)であっても自然分布し野外で繁殖している種、また近年観察の記録がない種、亜種でも過去に情報、記録のあった種を含んでいる。

また、『第2回自然環境保全基礎調査動物分布調査報告書(ほ乳類)』(福井県、1979)では、7種の中型・大型哺乳類を対象とした分布調査の結果が記されている。袖山城跡周辺では、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの6種は生息しているが、ニホンジカは、生息しているという情報が得られなかった地域とされている。哺乳類の一覧を表-7に示す。

表-7 福井県の哺乳類相

目	科	種 名
食虫目	トガリネズミ科	カワネズミ ジネズミ
	モグラ科	ヒミズ アズマモグラ コウベモグラ
翼手目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ コキクガシラコウモリ
	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ ヒナコウモリ アブラコウモリ ウサギコウモリ ユビナガコウモリ テングコウモリ
靈長目	オナガザル科	ニホンザル
ウサギ目	ウサギ科	ニホンノウサギ
げっ歯目	リス科	ニホンリス ニホンモモンガ ムササビ
	ヤマネ科	ヤマネ
	ネズミ科	ヤチネズミ スミスネズミ ハタネズミ カヤネズミ アカネズミ ヒメネズミ ドブネズミ クマネズミ ハツカネズミ
	ヌートリア科	ヌートリア
食肉目	クマ科	ツキノワグマ
	アライグマ科	アライグマ
	イヌ科	ホンドタヌキ ホンドキツネ ノイヌ ニホンオオカミ
	イタチ科	ニホンテン ニホンイタチ チョウセンイタチ イイズナ ホンドオコジョ ニホンアナグマ ニホンカワウソ
	ジャコウネコ科	ハクビシン
	ネコ科	ノネコ
偶蹄目	イノシシ科	イノシシ
	シカ科	ホンシュウジカ
	ウシ科	ニホンカモシカ

鳥類

福井県の鳥類相について『福井の鳥とけものたち』(福井県自然環境保全調査研究会鳥獣部会、1998)には、飼育個体の一時的な籠抜けの場合を除き、計18目63科317種の鳥類の分布・生息が記録されている。これらには、外来種（導入種または帰化種等）であっても自然分布し野外で繁殖している種、また近年観察の記録がない種、亜種でも過去に情報、記録のあった種が含まれている。

福井県の鳥類相の特徴として、福井県が主な繁殖地の西限となる種が多く、オシドリ、チョウガングンボウ、イワヒバリ、カヤクグリ、ノジコ、クロジ、ウソ、マミジロ、ピンズイ、コムクドリ、ホシガラス、オナガ等が記録されている。これらのほとんどは山地性であるため、本州中部の山地とつながる白山山系が本県に存在しているためと考えられる。主な越冬地の日本海側での西限なる種としてオオワシ、トラフズク、ベニヒワ、オオマシコ等が、東限となる種としてオカヨシガモ、ハマシギ、タシギ、アリスイ等が記録されている。このように福井県は、本州中部に位置しながら北方系または高山性の鳥類が多く繁殖または越冬している。

また、福井県は山地性鳥類の渡り、ガン類やその他の水鳥類の日本海沿いの渡り、ワシタカ類やユリカモメの敦賀市の深坂越経由で琵琶湖から太平洋側との渡りのコースなども確認されている。

袖山城跡周辺における鳥類相については、『福井県自然環境保全基礎調査報告書』(福井県、昭和51年)に南条山地周辺の記載があり、下記のように記されている。

- 1) 丹南・南条・越美の各山地では、かなりの自然が残されており、キビタキ・オオルリ・センダイムシクイ・ヤブサメ・ヨタカ等の夏鳥や、ツグミ・アトリ・カシラダカ等で代表される冬鳥、ウグイス・メジロ・カワラヒワ等の漂鳥の生息地としてすぐれた場所が多い。
- 2) 越前海岸から丹生・南条山地にかけては、本県のおよそ3分の2にあたる種類の渡り鳥の渡来経路または生息地になっている。

袖山城跡周辺では、アオサギの集団営巣地が見られ、チュウサギがゴイサギやアマサギ、コサギ等と一緒に混合集団営巣地も見られる。

両生類

袖山城跡周辺に限った調査記録及び文献は、見あたらなかった。

『福井県の両生類・爬虫類・陸産貝類目録』(福井県、平成10年)に記載されている、県内で確認された両生類2目7科18種を表-8に示す。

表-8 福井県で記録された両生類

目名	科名	種名	備考
サンショウウオ目	サンショウウオ科	クロサンショウウオ	福井県 RDB:要注目
		ヒダサンショウウオ	環境省 RL (H 18.12):準絶滅危惧種
		ハコネサンショウウオ	
	オオサンショウウオ科		福井県 RDB:絶滅危惧I類 環境省 RL (H 18.12):絶滅危惧II類
		オオサンショウウオ	環境省 RDB (H 12.2):準絶滅危惧
	イモリ科	イモリ	
カエル目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	
		ナガレヒキガエル	福井県 RDB:準絶滅危惧
	アマガエル科	ニホンアマガエル	
	アカガエル科	ニホンアカガエル	
		ヤマアカガエル	
		タゴガエル	
		ダルマガエル	福井県 RDB:準絶滅危惧 環境省 RDB (H 12.2):絶滅危惧II類
		トノサマガエル	
		ツチガエル	
		ウシガエル	帰化種
	アオガエル科	シュレーベルアオガエル	
		モリアオガエル	
		カジカガエル	

爬虫類

『福井県の両生類・爬虫類・陸産貝類目録』(福井県、平成10年)に記載されている県内で確認された爬虫類は2目7科15種である。

これらのうち、柿山城跡周辺(南条郡)で生息が確認されている爬虫類2目6科12種を表-9に示す。

表-9 福井県で記録された爬虫類

目名	科名	種名	南条郡での記録	備考
カメ目	カメ科	クサガメ		
		イシガメ	○	
		スッポン	○	福井県RDB:要注目 国RDB(H12.2):情報不足(DO)
		ミシシッピーアカミミガメ		
トカゲ目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	○	
	トカゲ科	ニホントカゲ	○	
	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○	
	ヘビ科	タカチホヘビ	○	福井県RDB:要注目
		シロマダラ		
		ジムグリ	○	
		アオダイショウ	○	
		シマヘビ	○	
		ヒバカリ	○	福井県RDB:要注目
		ヤマカガシ	○	
	クサリヘビ	マムシ	○	

昆虫類

福井県は、本州のほぼ中央日本海側に位置するため、昆虫相も日本列島のほぼ平均的な傾向を示している。各々の種の分布は、分布の南限となっているものは少なく、日本海側における分布の北限または東限となっているものの方がはるかに多い。これは、昆虫の分布域拡大が温暖な地域から寒冷地へと北進する一般的傾向にあることと関連する。

昆虫類は、生物分類群の中でも種類、個体数が極めて多いため、未同定のものが多く残るが『福井県昆虫目録』(第2版)では、7,862種が記録されている。

袖山城跡周辺については、『福井県のすぐれた自然－動物編一』(福井県、1999)によると、ヒラヤマコブハナカミキリ、ヤツボシシロカミキリ、イチモンジハムシ、ナガフトヒゲナガゾウムシ、タカハシトゲゾウムシ、ケブカツヤオオアリ、ダイミョウセセリ、ギフチョウ、ヒサマツミドリシジミが生息していると記されている。

また、『みどりのデータ・バンク』(福井県、昭和60年)では、袖山城跡周辺に生息する重要な動物(昆虫)として、表-10に示す5種があげられている。

表-10 袖山城跡周辺の貴重な昆虫

100	ヤツボシシロカミキリ (コウチュウ目:カミキリムシ科) 選定理由:希少種、分布限界種 区分:A
102	イチモンジハムシ (コウチュウ目:ハムシ科) 選定理由:分布限界種 区分:A
189	ダイミョウセセリ (チョウ目:セセリチョウ科) 選定理由:分布限界種 区分:B
191	ギフチョウ (チョウ目:アゲハチョウ科) 選定理由:生態学的に貴重なもの 区分:B
193	ヒサマツミドリシジミ (チョウ目:シジミチョウ科) 選定理由:希少種 区分:A

(注) 区分:福井県自然環境保全調査研究会では、以下の2段階に分類

A:全国レベルで重要、または県レベルのうち特に重要である

B:県レベルで重要である

淡水魚類

福井県の淡水魚類は、8目24科62種である（『第2回自然環境基礎調査 動物分布調査報告書（淡水魚類）』（福井県、1978））。福井県には、嶺北地方一帯をうるおす九頭竜川を初めとして、日本海にそそぐ複数の河川がある。また、北潟湖、三方五湖があり、淡水魚類が生息する豊かな水系がある。

袖山城跡周辺に限った淡水魚類に関する文献等は確認できなかったが、日野川水系では、アジメドジョウ（福井県絶滅危惧Ⅱ類）が確認されている。

貴重な動物

『福井県の絶滅のおそれのある野生動物－福井県レッドデータブック（動物編）－』（福井県、2002）に指定されている貴重種は全体で、哺乳類10種、鳥類89種、両生類5種、爬虫類8種、昆虫類181種、淡水魚類181種、陸生貝類29種である。

これらのうち、袖山城跡周辺で生息が確認されているものを、表-11に示す。哺乳類及び両生類は貴重種の分布の記録はなかった。

表-11 袖山城跡周辺の貴重な動物

カテゴリー	鳥類	昆虫類	爬虫類	淡水魚類	淡水産貝類
県域絶滅	—	—	—	—	—
県域絶滅危惧Ⅰ類	—	—	—	—	—
県域絶滅危惧Ⅱ類	3	1	—	2	2
県域準絶滅危惧	9	2	—	—	2
要注目	—	6	1	—	—
種名	タマシギ	ギフチョウ	ヒバカリ	アジメドジョウ	カタハガイ
	イカルチドリ	フクイアナバチ		アカザ	マツカサガイ
	サンショウクイ	ヒサマツミドリシジミ			マルタニシ
	チュウダイサギ	ムカシトンボ			モノアラガイ
	チュウサギ	ヒラヤマコブハナカミキリ			
	オシリドリ	ヤツボシシロカミキリ			
	ツミ	イチモンジハムシ			
	サシバ	ナガフトヒゲナガゾウムシ			
	コチドリ	タカハシトゲゾウムシ			
	イソシギ				
アカショウビン					
サンコウチョウ					



写真5 貴重な動物（県域絶滅危惧 II類）

第2節 社会的環境

南越前町は、平成17年1月、福井県南条郡の3町村が合併して誕生した町である。市町村合併の変遷を見ると、明治22年、市制町村制の制定により、現在の南越前町を構成することになる南日野村、北袖山村、南袖山村、湯尾村、宅良村、今庄村、鹿蒜村、堺（鹿見）村、河野村が誕生した。その後、昭和26年に今庄村と鹿蒜村が合併し今庄村となり、昭和29年には南日野村、北袖山村、南袖山村の3村が合併し南条村が誕生した。昭和30年には湯尾村、宅良村、今庄村、堺村の4村が合併し今庄町となり、南条村は、昭和39年に町制を施行し、南条町となっている。そして、平成17年1月1日、南条町、今庄町、河野村が新設合併し、「南越前町」となり、現在に至っている。

南越前町の人口と世帯数は、平成17年の国勢調査によると、人口12,274人、世帯数3,542世帯で、人口は昭和35年ピーク時点の18,311人と比べ45年間で6,037人、33%減少している。世帯数及び平均世帯人員の推移も減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。また、年齢構成をみても65歳以上の高齢人口の割合が増加しているのに対し、若年層は減少傾向にあり、定住化対策が課題となっている。

産業別就業人口の割合を見ると、6,874人が就業しており、第1次産業が7.4%、第2次産業が43.7%、第3次産業が48.9%（平成12年国勢調査）を占めている。特に第1次産業に従事する人口割合の減少傾向が顕著であるが、経営基盤の脆弱な中小企業を中心とした第2次産業、小売業がほとんどで商業集積度が低い第3次産業のいずれも、労働者の高齢化・後継者不足によって衰退傾向にある。

農業は、町の中心を南北に流れる日野川沿いの両岸に圃場整備された田園が広がり、稲作を中心に「花はす」や「そば」などが栽培されているほか、海岸部においては、稲作に代わる振興作物として「梅」「水仙」が栽培されている。しかし、山間部における農地の集約、集團化が難しいことや、担い手の高齢化、農産物の輸入自由化などの影響により、農業粗生産額の減少傾向が続いている。

林業は、町土の約9割を占める山林で優良材の杉、ヒノキが生産されているが、近年の木材価格の低迷と、就業者の高齢化により森林管理が困難になっている。

水産業は、定置網漁業が中心になっているが、漁獲量の減少や価格が市場の影響を受けやすいなど不安定な要素を抱えている。

商業は、商業集積度が低いことに加え、近年の消費者ニーズの多様化や近隣市への大型量販店の進出により、1店舗あたりの販売額は、全県平均と比べ小規模となっている。

工業は、北陸自動車道今庄 IC を中心に複数の企業が立地しているものの、事業所のはとんどが小規模で、社会経済の動向に左右されやすい不安定要素を含み、厳しい環境下で各企業の自助努力により経営されている。

道路交通網は、北陸自動車道や国道 8 号、国道 365 号といった北陸地方と関西・中京方面を結ぶ動脈となる道路が町の南北を縱走し、北陸自動車道には今庄 IC、南条 SA が設置されており、周辺地域における広域高速交通の利便性が確保されている。福井県の嶺北地方と嶺南地方を結ぶ国道 476 号は、南越前町と敦賀市を結ぶ木ノ芽峠トンネルが貫通したことから、嶺南地方との交通利便性が向上しただけでなく、現在計画中の近畿自動車道敦賀線の延伸による関西方面との交流の活発化が期待されている。

また、「越前加賀海岸国定公園」に指定されている海岸線に沿い、主に観光道路として利用されている河野海岸有料道路が、国道 305 号や県道大谷杉津線と連絡し、敦賀市との間を結んでいる。しかし、石川県金沢市を起点に越前海岸に沿って南越前町に至っている国道 305 号は、本町の河内～奥野々間が通行不能になっているため、町内における東西の円滑な交流の障害となっており、町外からの流入も促進されず、広域的かつ一体的な地域振興を図るうえで大きな課題となっている。

鉄道は、JR 北陸本線が幹線道路同様南北に縱走し、町内には南条、湯尾、今庄、南今庄の 4 駅が設置され、福井市・越前市方面や敦賀市方面に向かう通勤通学をはじめとする日常生活に欠かせない役割を果たしている。

路線バスは、本町の河野地区と越前市、越前町を結ぶ民間の路線バスが運行されており、地域内における公共交通の格差は正と、合併後の速やかな一体化を図るため南越前町コミュニティバスを運行している。そのほか、地域の特性や利用者の目的に合わせた住民利用バスや福祉バスも運行している。

特筆すべき南越前町の社会的条件としては、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」において、原子力発電施設等立地地域に指定されているため、原子力防災については、福井県地域防災計画に基づく緊急時の通信連絡体制の確立を図るなど、安全・防災対策に重点的に取り組んでいるとともに、公共用施設の整備等を進め生活環境の整備、住民福祉の向上を図っている。



写真 6 花はすの観賞園（花はす公園）

第3節 歴史的環境

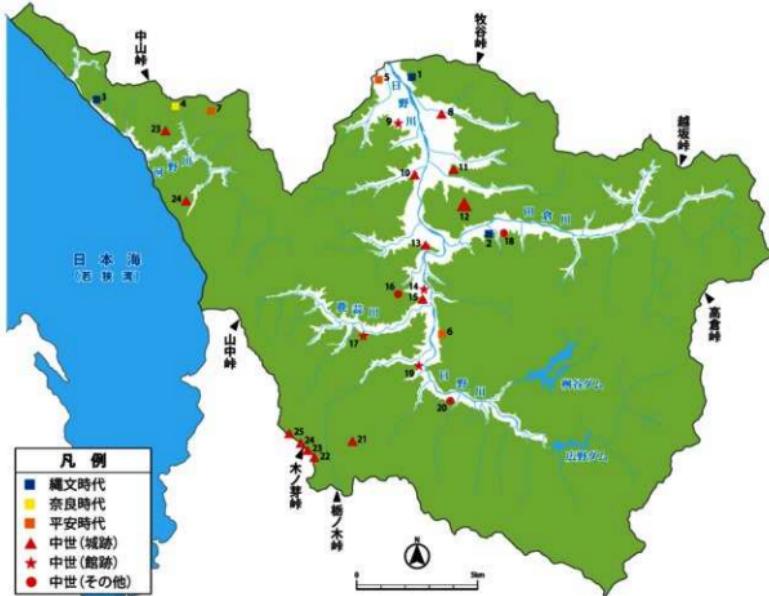
(1) 桧山城跡をとりまく環境

南越前町は、古くから北陸と畿内、あるいは越前と若狭を結ぶ陸路、海路の要衝に位置している。陸路では、北陸の幹線道である北陸道（北国街道）をはじめ西街道（馬借街道）、朝倉街道などの道路網が整備され、海路では、越前国府から敦賀湊までの中継点として河野・今泉浦、甲楽城浦などを利用した海上交通が開けていた。

それら様々な交通網の発達により、街道沿いには今庄、鯖波、脇本といった宿駅が整備されるとともに、国境（郡境）には番所が置かれ、当時の面影を残す名所・旧跡が数多く残っている。また、桧山城跡を代表とする中世城館も、木ノ芽峠（628m）の城塞群をはじめ街道沿いに分布している。



写真7 木ノ芽峠（北陸道）



第7図 主要遺跡分布図 (1/200,000)

江戸時代に宿場町として栄えた今庄には、参勤交代などで大名が滞在した本陣跡や旅人が宿泊した旅籠、問屋、酒屋等の家々が点在し、旧街道の両側には深い軒や袖壁、格子等の伝統的な表構えを持つ町屋が南北約1.5kmにわたって軒を連ねている。

また、日本海5大船主ともいわれた右近家や中村家をはじめ、多くの船頭や水主を輩出した河野集落でも、旧道沿いには北前船主邸や土蔵が残っており、北前船廻船稼業で繁栄した河野浦の様子がうかがえる。



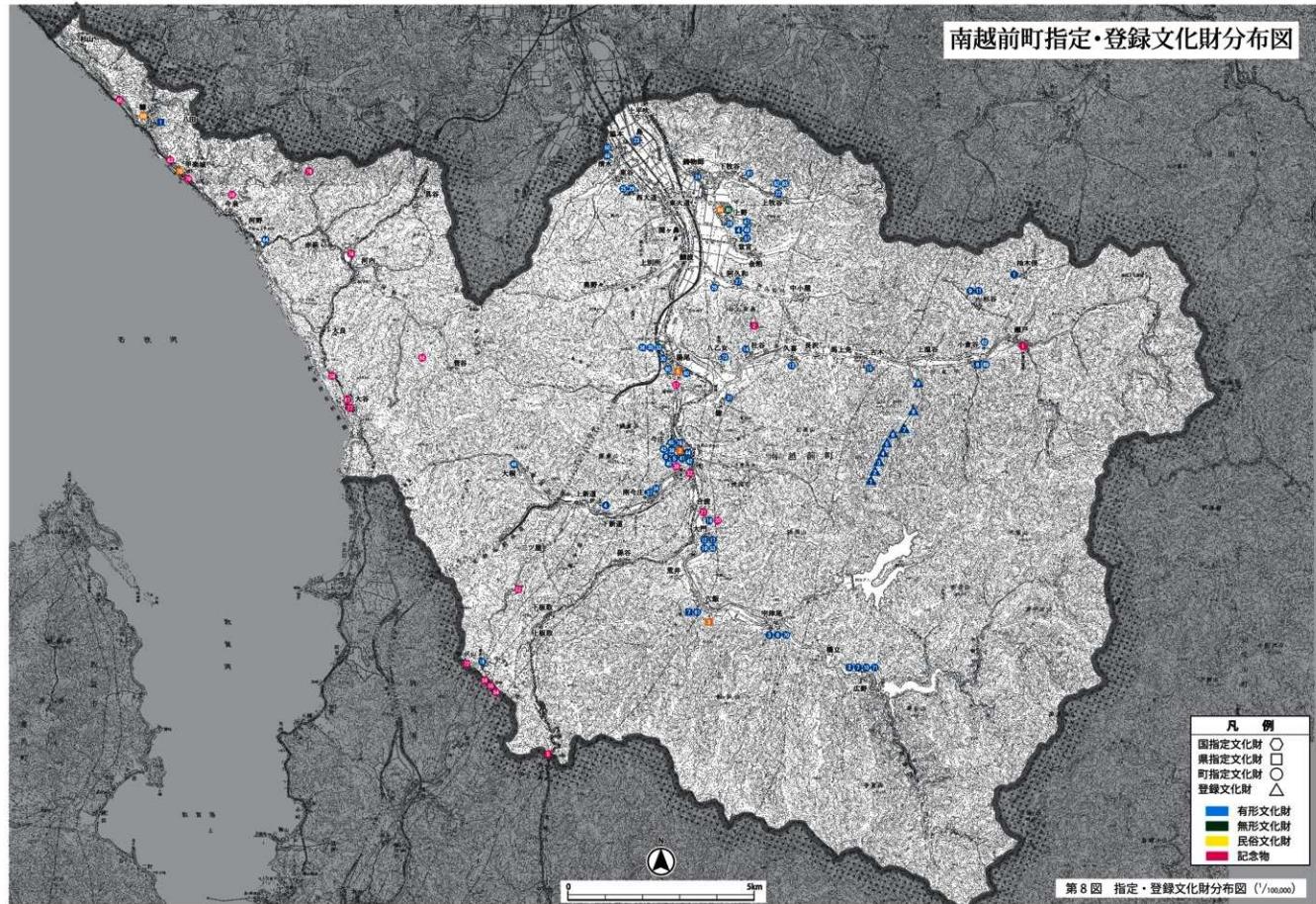
写真8 今庄の町並み

表-12 主要遺跡一覧表

番号	遺跡名	所在地	時代	種別	現況	備考
1	上平吹遺跡	上平吹	繩文・中世	集落跡	水田・宅地	昭和49～50年度調査
2	久喜遺跡	久喜	繩文・中世	集落跡	畑地	
3	下長谷洞穴遺跡	甲斐城	繩文・古墳	洞窟	洞窟	
4	マンダラ寺遺跡	河野	奈良・平安	寺院跡	山林	昭和63年～平成5年度調査
5	脇本北遺跡	脇本	平安・中世・近世	散布地	水田・宅地	平成13年度調査
6	向合波遺跡	台波	平安	散布地	水田	
7	深山遺跡	河野	平安	散布地	山林	
8	黒山城	鍛物師・上野	中世	城跡	山林	
9	瓜生城	西大道	中世・近世	館跡	水田	
10	茶臼山城	上別所	中世	城跡	山林	
11	八王子城	阿久和	中世	城跡	山林	
12	袖山城	阿久和・中小屋	中世	城跡・館跡	山林	昭和47～52年度 山城調査 平成14～18年度 居館跡調査
13	湯尾城	湯尾	中世	城跡	山林	
14	赤座備後守館	今庄	中世	館跡	水田	
15	燧ヶ城跡	今庄	中世	城跡	山林	
16	堂谷院遺跡	今庄	中世	寺院跡？	山林	
17	赤座久兵衛館	上新道	中世	館跡	水田	
18	久喜中世墓	久喜	中世	墓地	山林	
19	荒井館	荒井	中世～近世	館跡	山林	
20	八飯皆跡	八飯	中世	砦跡？	山林	
21	虎杖城	板取	中世・近世	城跡	山林	
22	西光寺丸城跡	板取	中世	城跡	山林	
23	木ノ芽岡城跡	板取	中世	城跡	山林	平成3年度調査
24	觀音寺丸城跡	二ツ屋	中世	城跡	山林	
25	鉢伏城跡	二ツ屋	中世	城跡	山林	
26	新城（河野故城）	河野	中世	城跡	山林	
27	太良城	太良	中世	城跡	山林	

表-13 指定・登録文化財一覧表

番号	名 称	種 別	所 在 地	番号	名 称	種 別	所 在 地
国 指 定							
1	伊都氏庭園	名勝	瀬戸 ³	42	阿努陀如來坐像	彫刻	今庄・福嚴寺
2	袖山城跡	史跡	阿久和、中小屋、社谷	43	地藏菩薩立像	彫刻	今庄・清心寺
県 指 定							
1	十一面觀音菩薩立像	彫刻	糠・円光寺	45	蓮如上人六字の名号	書跡	今庄・正龜寺
2	今庄羽根振誦	無形民俗	今庄	46	阿努陀如來坐像	彫刻	大樹・圓光寺
3	八咫の獅子舞	無形民俗	八幡・八幡神社	47	舞面	彫刻	堂宮・鶴甘神社
4	王の面	彫刻	堂宮・鶴甘神社	48	獅犬	彫刻	堂宮・鶴甘神社
5	柄ノ木崎のトチノキ	天然記念物	板取	49	舞面	彫刻	清水・熊野神社
6	湯尾崎孫嶋子遺品一式	有形民俗	湯尾、今庄	50	獅子頭	彫刻	清水・熊野神社
7	聖觀世音菩薩坐像	彫刻	八幡・觀音堂	51	太刀太（藤原重高）	工芸品	堂宮・鶴甘神社
8	懸仏	工芸品	小倉谷・白山神社	52	釋	天然記念物	二ツ屋・日吉神社
町 指 定							
1	能面	彫刻	袖木保・白山神社	53	丸岡藩領標柱	史跡	大門・八幡神社
2	能面	彫刻	広野・春日神社	54	西光寺丸城跡	史跡	板取
3	能面	彫刻	宇津尾・八幡神社	55	木ノ芽崎城跡	史跡	板取
4	能面	彫刻	新道・鹿島田口神社	56	觀音丸城跡	史跡	二ツ屋
5	阿努陀如來坐像	彫刻	今庄・極乐寺	57	湯尾城跡	史跡	湯尾
6	薬師如來坐像	彫刻	今庄・陽林寺	58	西街道（馬鹿街道）	史跡	今泉→越前市間
7	十一面觀世音菩薩立像	彫刻	広野・白山神社	59	たこの呼び坂	史跡	大谷
8	跨口	工芸品	宇津尾・八幡神社	60	宝篋印塔	建造物	湯尾・妙法寺
9	供盆	工芸品	杉谷・八幡神社	61	日光・月光菩薩立像	彫刻	八幡・觀音堂
10	懸仏	工芸品	広野・白山神社	62	御物石器	考古資料	小倉谷・慈眼寺
11	懸仏	工芸品	杉谷・八幡神社	63	下長谷の洞窟	史跡	甲斐城
12	絵画	絵画	新井・著色蓮如上人絵伝	64	船輪馬仁丸丸	絵画	河野・八幡神社
13	本願寺良如書状	書跡	大門・觀音堂	65	特務機關間の遭難の碑	史跡	糠
14	地藏菩薩立像・道祖神	彫刻	久善・八幡神社	66	円宮寺の避難洞窟	史跡	河内
15	阿努陀如來坐像	彫刻	社谷・白山神社	67	藤の森の椿の群生	天然記念物	大谷
16	神像	彫刻	古木・神明神社	68	蝶のどっさり	無形民俗	糠
17	武内宿禰坐像・女神像	彫刻	合波・白鬚神社	69	懸仏	工芸品	小倉谷・白山神社
18	十一面觀音菩薩坐像	彫刻	大門・觀音堂	70	大般若経	歴史資料	宇津尾・八幡神社
19	地藏菩薩立像	彫刻	二ツ屋・地藏院	71	大般若経	歴史資料	広野・春日神社
20	地蔵菩薩立像	彫刻	大門・觀音堂	72	鉢伏城跡	史跡	二ツ屋
21	丸岡藩領標柱	史跡	合波	73	懸仏	工芸品	八乙女・白山神社
22	役行者像	彫刻	牧谷・金毘羅公園	74	石造りアーチ橋	史跡	赤萩
23	阿努陀如來坐像	彫刻	船・鳥居神社	75	甲斐城来いとさ	無形民俗	甲斐城
24	聖觀音菩薩立像	彫刻	鶴物師・岩漬神社	76	マンダラ寺遺跡	史跡	河野
25	觀音菩薩坐像	彫刻	西大道・妙泰寺	77	大谷のムクシジ	天然記念物	大谷
26	毘沙門天立像	彫刻	上野・星沙門堂	78	京華経五郎家	建造物	今庄
27	双盤	工芸品	上野・星沙門堂	79	法華岩	史跡	甲斐城
28	双盤	工芸品	阿久和・真光寺	80	湯尾峰孫娘子遺品一式	歴史資料	湯尾
29	觀音菩薩坐像	絵画	阿久和・浴山道場	81	阿努陀如來坐像	彫刻	牧谷・淨福寺
30	地藏菩薩立像	彫刻	地藏菩薩立像	82	地藏菩薩立像	彫刻	牧谷・正圓道場
31	阿努陀如來坐像	彫刻	湯尾・淨土寺	83	不動明王立像	彫刻	牧谷・金毘羅堂
32	文政の道しるべ	彫刻	今庄	84	上野はねそ振り	無形民俗	上野
33	瓜生保念持仏	彫刻	湯尾・長慶寺	85	上野古典立華	無形文化財	上野
34	地藏菩薩立像	彫刻	南今庄・愛至堂	1	大平ミズヤ上堤	建造物	古木・赤谷川
35	笛（鳳棲）	工芸品	湯尾・長慶寺	2	大平ミズヤ下堤	建造物	古木・赤谷川
36	刀（権助助の家）	工芸品	湯尾・長慶寺	3	大平中堤	建造物	古木・赤谷川
37	愛王丸並びに義景北方牌	歴史資料	南今庄・圓覺寺	4	大平ナベカマ堤	建造物	古木・赤谷川
38	寢ヶ城跡	史跡	今庄	5	大平口堤	建造物	古木・赤谷川
39	寒山十四壁	絵画	今庄	6	松ヶ端堤	建造物	古木・赤谷川
40	觀音菩薩坐像	絵画	今庄・極乐寺	7	奥の東堤	建造物	古木・赤谷川
41	阿努陀如來坐像	彫刻	今庄・圓覺寺	8	八号堤	建造物	古木・赤谷川
42	聖觀世音菩薩坐像	彫刻	今庄・圓覺寺	9	九号堤	建造物	古木・赤谷川



(2) 袖山城跡の概要

位置と環境

袖山城跡は、日野川の東岸、阿久和谷と宅良谷にはさまれてあり、その珪石の山容は険しく天險の地である。袖山山頂には山城が存在し、標高 492.1m の「本丸」を中心として東西に「東御殿・西御殿」と呼ばれる曲輪が築かれ、礎石建物・堀切等の遺構が数多く残っている。

山麓の阿久和谷は、幅 200 ~ 300m、奥行約 4km の小溪谷で、谷の入り口に残る「二ノ城戸」の土壘と外濠が城の内外を区画している。谷の中央には「百間馬場」と通称される幹道が走っている。その両側には武家屋敷があったといわれ、土壘の一部が残っている場所がある。また、山裾に入る支谷の城主が館を構えていたと推測される「居館跡」にも、「一ノ城戸」と呼ばれる約 100m に及ぶ土壘が残っている。これらの現存する土壘や地割をもとに地籍図をみてみると、「木戸口・神明・宮ノ前・不元寺・館手・御屋敷・大屋敷」等の字名が残っており、袖山城下にはかなりの規模の集落が形成されていたことがうかがえる。

一方、城戸の外には「八分市・鉾町」や、「上辻道・下辻道」の字名が残されており、市の存在が推定される。また、袖山城の出城として「八王子城・茶臼山城・黒山城」が知られている。



第9図 阿久和集落の地籍合成図 ('/10,000)

袖山城の歴史

袖山城は、中世の莊園「袖山莊」に設けられた城である。「袖山莊」の名は鎌倉時代の古文書にみえる。後鳥羽上皇の生母七条院の所領で、安貞2年（1228）8月上皇の後宮の修明門院に譲られた。その後、大覺寺統に伝えられた。

この「袖山莊」は、公家領莊園として中世を通じて公家関係者が知行した。南北朝期の応安7年（1374）11月中御門方に「袖山莊内阿久和・袖尾・宅良村并是恒以下名々」の知行が安堵されており、戦国期も中御門方が知行した。このように、「袖山莊」は袖山城の周囲の村々を含む大規模な莊園だったことがわかる。

袖山城は、鎌倉時代末期、瓜生保の父、衡が越後の三島郡瓜生村からこの地に移り築城したといわれる。以来、金ヶ崎・鉢伏・木ノ芽峠・燧などの諸城とともに、越前の玄関口をおさえる要衝となつた。『太平記』卷17～19には、袖山城に拠った瓜生一族の記事が数多くみられる。

延元元年（1336）新田義貞が恒良・尊良両親王を奉じて金ヶ崎城に入ると、瓜生一族は金ヶ崎城を援護した。『太平記』によれば、延元2年（1367）正月11日、金ヶ崎城を救うため出兵した瓜生保は、敦賀市裡曲付近で戦死したといわれている。「得江頼員軍忠状」によれば暦応4年（1341）6月25日夜、袖山城が落城している。その後、足利（斯波）高経が在城したが、貞治6年（1377）7月高経は袖山城で病没した。ついで、斯波氏の家老で越前国守護代を歴任した甲斐氏が拠って、朝倉氏と対峙したが、文明6年（1474）正月日野川の合戦に敗れ落城した。朝倉氏の時代には、その家臣、河合安芸守宗清が在城したが、天正元年（1573）織田信長の北陸攻めにより廃城となつた。その後、天正2年（1574）には一向一揆が袖山に籠もつたとされるが、詳細は不明である。

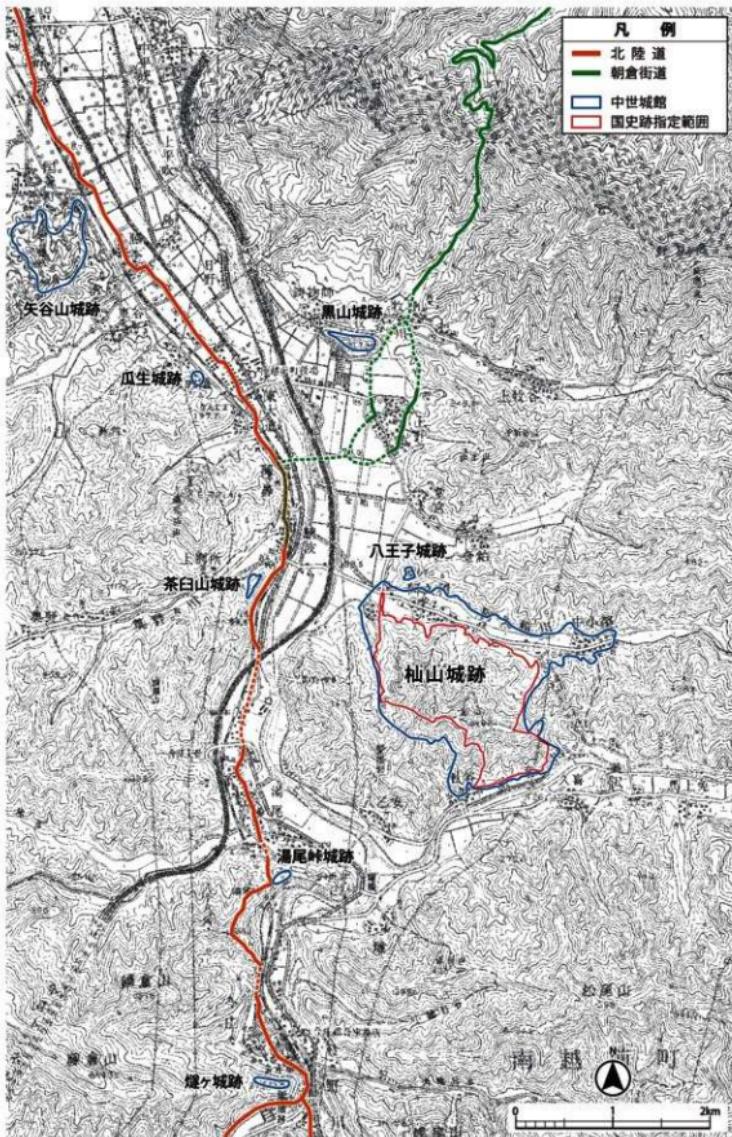


写真9 袖山から望む越前市方面

表-14 袖山城跡関連年表

(注) (太) は『太平記』が典拠

西暦	年号	城主	ことがら
987 1011	永延1 寛弘8		往昔、北の比叡山と称される。
1192	建久3		一条天皇の時代、源賴親が袖山を開いたとの伝承がある。
1228	安貞2		源賴朝が征夷大將軍になる。
			袖山荘を含む七条院(高倉天皇妃・藤原殖子、1157-1228)領が修明門院(後鳥羽天皇紀・高倉重子、1182-1264)に譲られる(袖山荘の文献資料初見)。
1321	元亨1		この頃、瓜生衡が一族とともに袖山城を築くという。
1333	正慶2/元弘3		鎌倉幕府滅亡、建武新政開始。
1335	建武2		北条時行の乱、瓜生氏・上木氏・敷地氏ら加賀大型寺合戦で北条一族の名越時兼を破る(太)。
1336	建武3/延元1		5月、湊川の合戦で楠木成政死、後醍醐天皇東坂本に移る。 7月、瓜生氏・上木氏・敷地氏ら東坂本で足利軍と戦闘する(太)。 10月、新田義貞が恒良・尊良両親王を奉じて敦賀金ヶ崎城に入る。臨屋義助・新田義顥を袖山に遣わす。瓜生保らこれらを鰐波宿に歓待するも、足利方の策謀にかかり瓜生保は袖山城に罷めり対応の意思を示したため、義助・義顥らは敦賀に撤退(太)。 11月、瓜生保再び変心し足利方から離脱。新田義治を大将として随和に挙兵、湯尾宿に高麗軍を破り、斯波高経軍が守る府中新善光寺城を陥落させる(太)。
1337	建武4/延元2	瓜生氏	1月、金ヶ崎城に対する足利方の本格的な攻撃が開始される。新田義貞・臨屋義助らひそかに金ヶ崎城を脱出し袖山城に入る(~2月上旬)。 2月、新田・臨屋・瓜生ら袖山からの援軍と足利軍が櫻曲付近で合戦し、瓜生保ら戦死。 3月、金ヶ崎城陥落、尊良親王・新田義顥自殺、恒良親王は捕えられる。 12月、北畠顕家軍が鎌倉を攻略し西へ向かう。
1338	暦応1/延元3		1月、北畠顕家軍が青野原合戦で足利軍を破る。 2月、臨屋義助軍と足利軍が鰐波宿で合戦、新田義貞が袖山城から、瓜生重・瓜生らちが伊豆守からそれぞれ援軍に向かい、足利軍を擊破する。ついで府中に斯波義斎を攻め、高経を府中から追い落す(太)。 (4月頃までに敦賀金ヶ崎城を新田方から奪還する) 4月、佐々木尊詮・朽木頼氏が金ヶ崎城攻撃軍に加わる。 閏7月、新田義貞灯明寺城の戦いで戦死。臨屋義助は府中へ、瓜生氏は袖山へ拠る。
1339	暦応2/延元4		7月、臨屋義助軍が府中を出陣、瓜生氏らを率いて織田城・田中城などを落とし、さらに斯波高経の黒丸城を囲む。河合種経降参し、斯波高経加賀へ没落する(太)。
1340	暦応3/興国1		8月、黒丸城陥落(再び足利方へ)。 この年、一井氏政袖山城から鷹巣城に移り畠時能とともにここに拠る。
1341	暦応4/興国2		6月、袖山城陥落。 10月、鷹巣城陥落。
1366	貞治5/正平21		8月、斯波高経が興福寺の訴訟(河口莊横領)を契機に幕府内の政争に敗れ、一族とともに越前に下り袖山に籠もる。將軍足利義詮は山名氏冬・六角氏頼らを討手として派遣する。
1367	貞治6/正平22		7月、斯波高経が袖山城で没する。子息義将は上洛して將軍の赦免を得る(9月)。
1374	応安7/文忠3		10月、中御門家が袖山荘阿久和・袖尾・宅良各村の当知行の有無について尋ねられ、ついでその支配を承認される。
1392	明徳3		北朝(南北朝の合一)
1457	長禄1	甲斐氏	斯波義敏と守護代甲斐氏との抗争(長禄合戦)が激化する(~1459、甲斐方勝利)
1467	応仁1		応仁・文明の乱
1474	文明6		甲斐氏と朝倉孝景袖山に戦い甲斐氏敗北する。
1501	文亀1		中御門宣胤が袖山荘阿久和・袖尾・宅良各村の当知行の有無について尋ねられる。
1506	永正3		河合安芸守が袖山城主となる。
1566	永禄9		河合安芸守守宗ら一乗谷に入った足利義秋(義昭)と対面する。
1573	天正1		刀根坂の戦いで朝倉義景軍が織田信長軍に惨敗する。河合安芸守吉綱戦死。
1574	天正2		一向一揆の袖山勢が今庄・湯屋などに拠る。
1576	天正4		袖山・宅良などが前田利家の支配下にはいる。

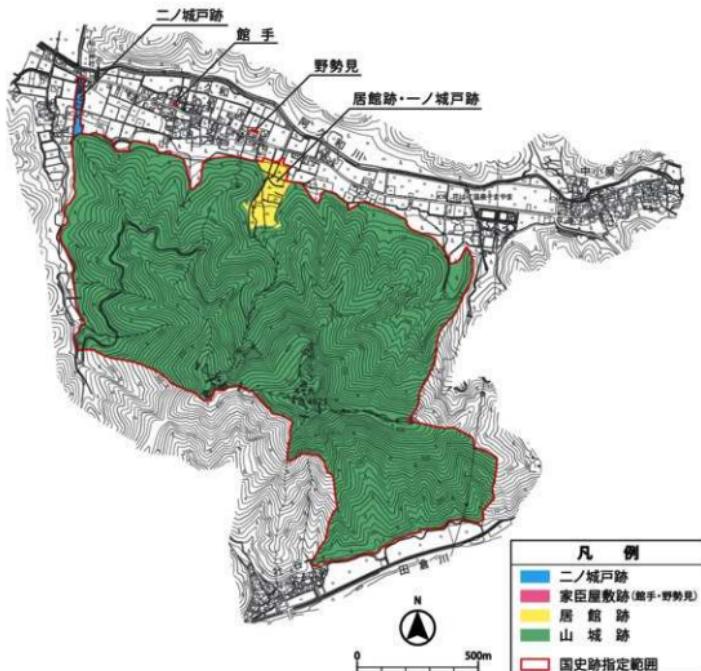


第10図 松山城跡と周辺の中世城館 (1/50,000)

第3章 史跡杣山城跡の現状

第1節 史跡指定と指定地の現状

杣山城跡は、昭和9年3月13日に国の史跡指定を受けた。杣山は急峻な地形であり、山頂部の曲輪群は良好に遺存していたものの、案内板の設置や登山道整備などの実質的な保存整備については、急峻ゆえに幾多の努力が払われてきた。その後、昭和45年から56年にかけて行われた第1次環境整備事業により、重要遺構の確認調査が行われた。その調査成果を受けて、山麓城下の居館跡・二ノ城戸跡の指定範囲を追加する形で史跡指定の申請を行い、昭和54年5月21日に追加指定を受けた。ここでは、昭和9年の第1次指定と昭和54年の追加指定による史跡指定地の現状について記す。



第11図 杣山城跡史跡指定範囲図 (1/20,000)

第1節 史跡指定と指定地の現状

(1) 史跡指定

第1次指定

名 称 榎山城跡
指定年月日 昭和9年3月13日（文部省告示第90号）
指定面積 1,695.579 m²
指定基準 保存要目史跡ノ部第四による
説 明 俚俗城山ト稱シ累代瓜生氏ノ居城ニシテ、延元元年金ヶ崎城重團ニ陥ルヤ、瓜生保新田氏ニ應シテ金ヶ崎城ノ後詰ヲナシ一族多ク戰歿セシガ後、新田義貞ノ入城ニ依リ一時越前官軍ノ根處地トナリシ處ナリ。山頂ニ城台アリ、海拔四百九十二米ヲ有シ北東面ハ特ニ岩石聳立シテ峻險ナリ。稍々降リテ東西の御殿址及ヒ殿池アリ、又瓜生氏館址家臣館址並ニ城戸土壘ハ北麓大字阿久和ニアリテ畧々旧規ヲ存セリ。

指定地域 福井県南条郡南越前町における下記の地域

① 二ノ城戸跡

大字阿久和 第46号字神明 1番ノ1、1番ノ2
同 第44号字谷山 5番ノ1、5番ノ2、6番

② 家臣屋敷跡

大字阿久和 第58号字館手 5番ノ2
同 第65号字野勢見 4番ノ2、6番ノ2

③ 居館跡

大字阿久和 第67号字西ノ谷 1番、2番、3番
同 第68号字大屋敷 4番、5番、6番、7番、8番、9番ノ2、
10番ノ3、11番、12番、13番、14番、15番、

④ 山城跡

大字阿久和、中小屋入会
第2号字城山 1番
大字社谷 第57号字城山 1番

第2次指定（追加指定）

名 称 袖山城跡

指定年月日 昭和54年5月21日（文部省告示第94号）

指定面積 22,618 m²

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

説 明 史跡2（城跡）による。

袖山城は、太平記に北陸南朝方の拠点として登場するが、現在山城の大部分、城主居館跡の一部、家臣屋敷跡の一部、城戸口土塁の一部が史跡に指定されている。今回城主館と城戸口土塁の未指定部分を追加指定して保存を図るものである。

指定地域 福井県南条郡南越前町における下記の地域

① 二ノ城戸跡

大字中小屋 第33号字谷山沢 1番、2番のうち実測133.55 m²

同 第39号字神明 1番、2番ノ1、2番ノ2

大字阿久和 第45号字林ノ腰 2番ノ1、19番のうち実測18.72 m²、20番のうち実測20.00 m²、21番のうち実測24.12 m²、22番のうち実測20.90 m²、23番のうち実測5.60 m²、25番同 第46号字神明 15番ノ1、15番ノ2、15番ノ3、17番ノ2、
17番ノ3

② 居館跡

大字中小屋 第47号字西ヶ谷 1番

同 第48号字大屋敷 1番、2番ノ1、2番ノ2、3番

大字阿久和 第66号字稻干場 24番、30番、31番

同 第67号字西ノ谷 4番ノ1、4番ノ2、5番ノ1、5番ノ2、6番

同 第68号字大屋敷 1番、2番、3番、9番ノ1、9番ノ2、

10番ノ1、10番ノ2、18番、19番、20番、

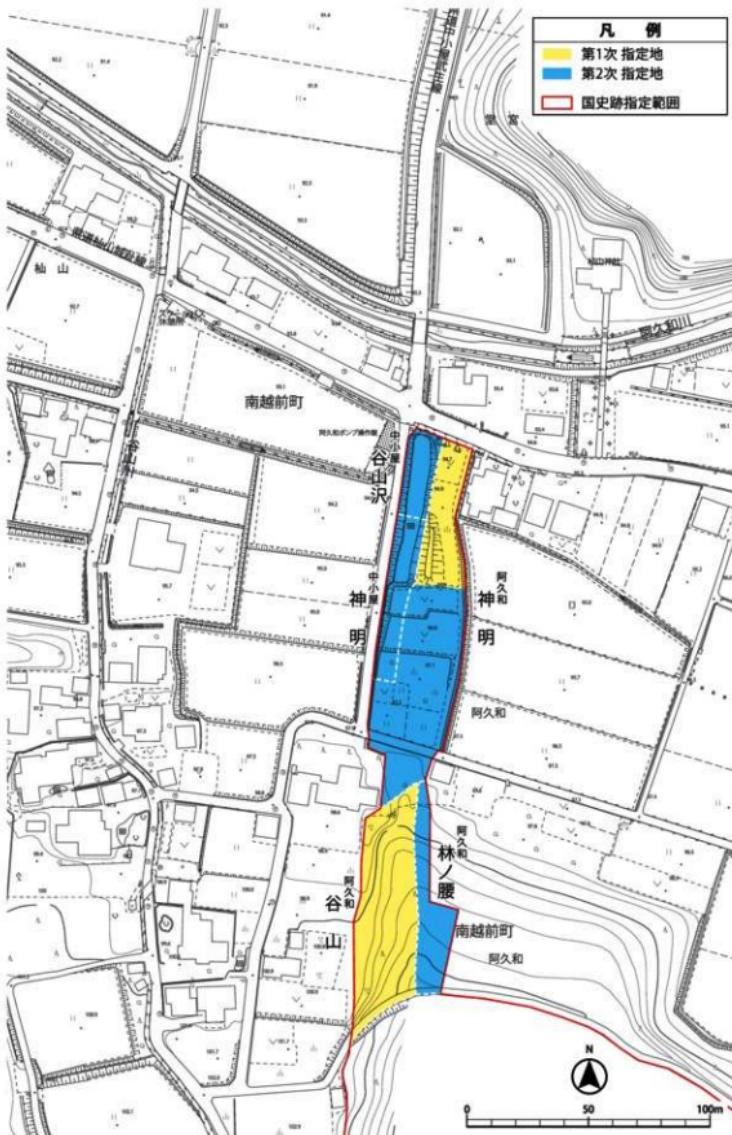
21番、22番、25番、26番、27番、28番、

29番、30番

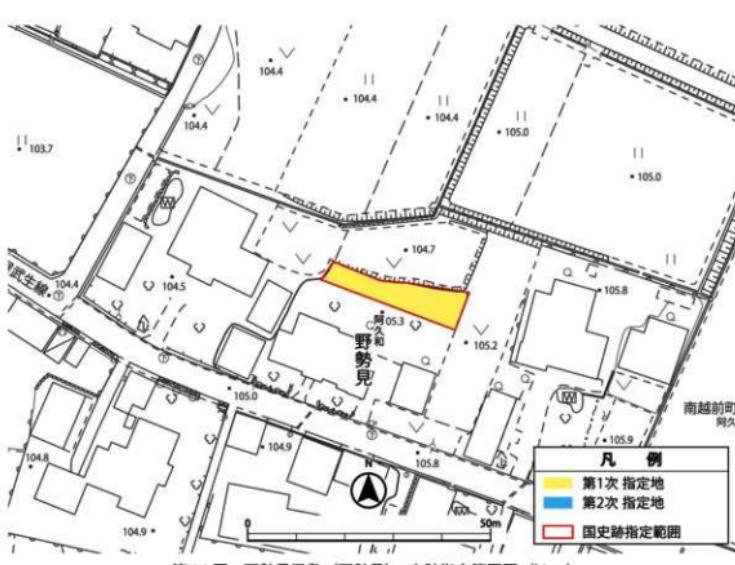
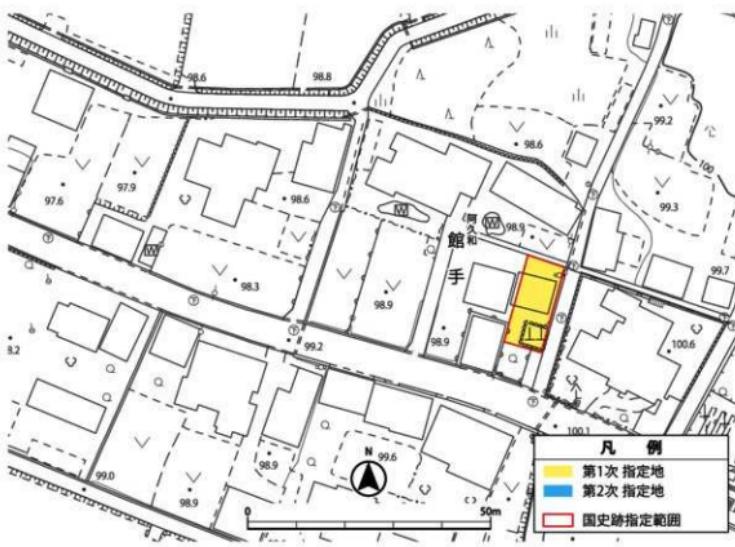
同 第69号字御屋敷 7番、8番、9番、10番、11番、12番、19番、
20番、21番、22番、23番、24番、25番、
26番同 第70号字大指谷 40番、41番、42番、48番、49番、50番、
51番、52番、53番、54番、55番、56番、
57番

上の地域内及び上の地域と第1次指定地との間に介在する道路敷を含む。

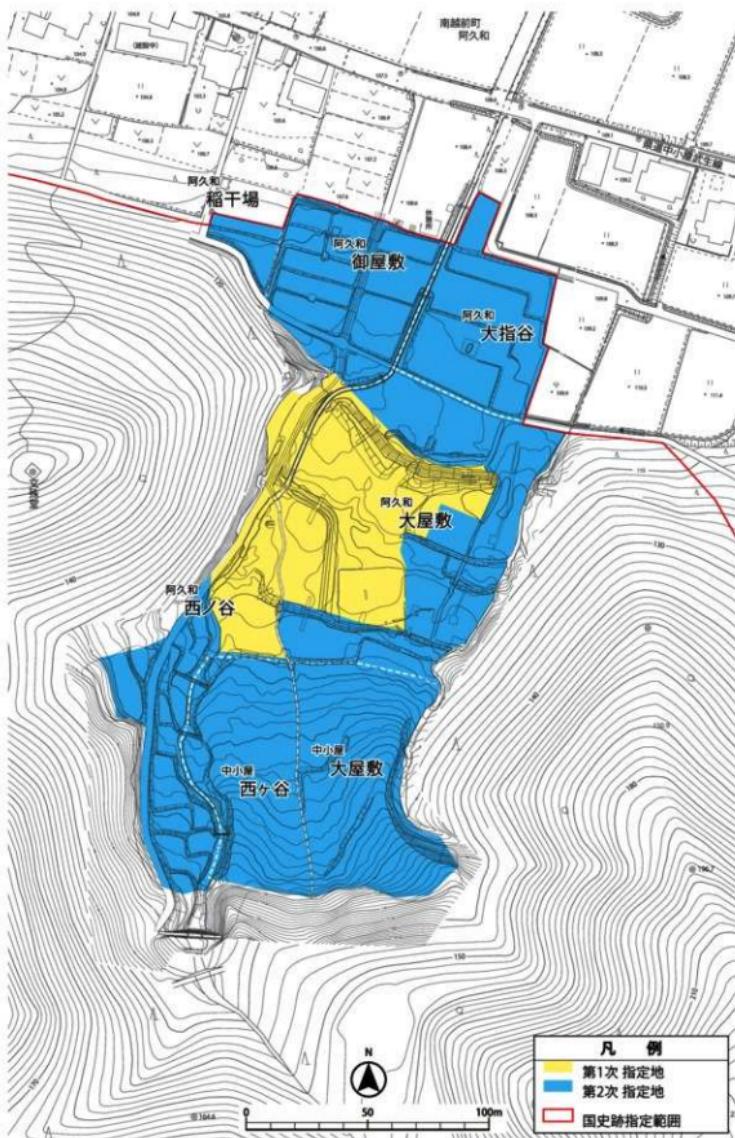
第1節 史跡指定と指定地の現状



第12図 二ノ城戸跡 史跡指定範囲図 (1/2,000)



第1節 史跡指定と指定地の現状



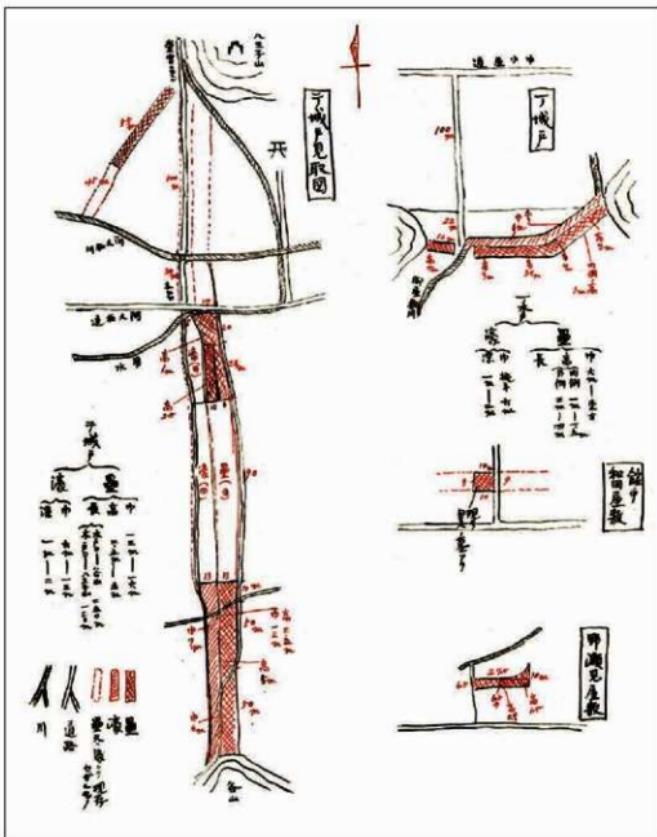
第15図 居館跡 史跡指定範囲図 (1/2,000)



写真10 居館跡・一ノ城戸



写真11 館手・和田屋敷



第16図 山麓史跡指定地見取図 (第1次指定当時)

第1節 史跡指定と指定地の現状

(2) 史跡指定地の現状

土地所有

史跡指定地の面積は、地籍調査がなされていないため台帳面積ではあるが、1,700,263 m²となっており、所有者別にみると、県有地 21.22%、町有地 78.44% と 99.66% が公有地となっている。

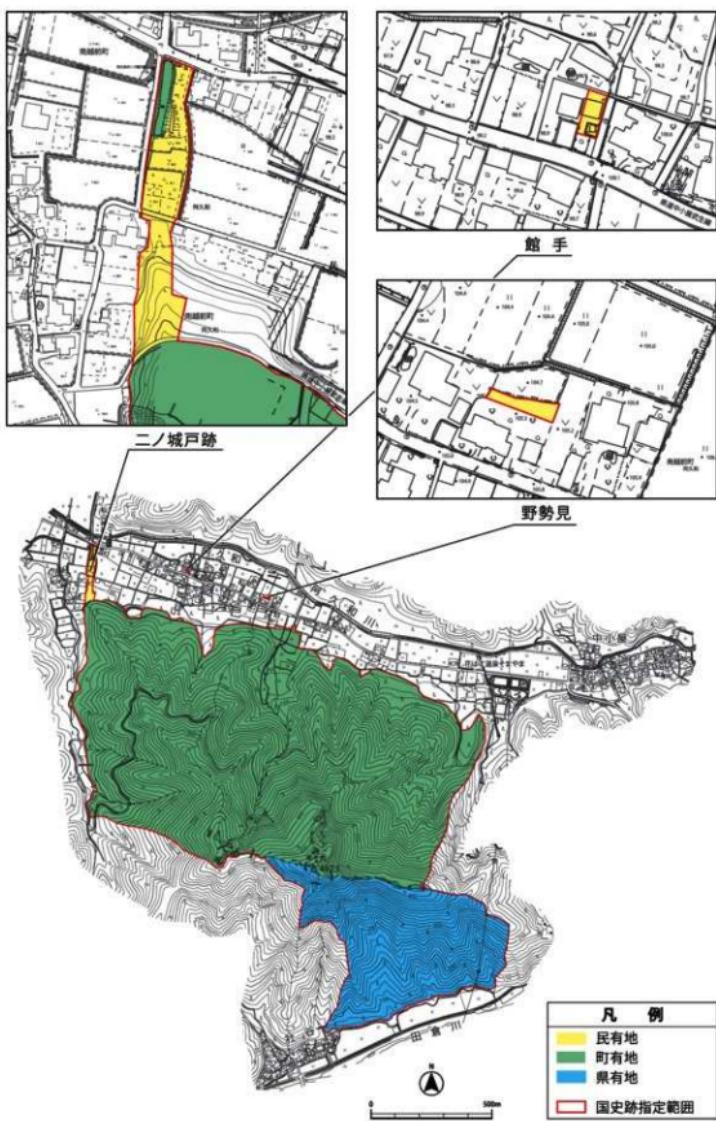
これを遺跡別にみると、山城跡及び居館跡は全て公有地であるが、二ノ城戸跡は復元整備した濠跡以外は民有地となっており、家臣屋敷跡は全て民有地となっている。

表-15 地目別の面積比率

所有区分	面 積	比 率
県有地	360,852 m ²	21.22%
町有地	1,333,685 m ²	78.44%
民有地	5,726 m ²	0.34%
合 計	1,700,263 m ²	100.00%

表-16 遺跡別の土地所有状況

遺跡区分	県有地	町有地	民有地	合 計	比 率
山城跡	360,852 m ² (21.57%)	1,311,626 m ² (78.41%)	376 m ² (0.02%)	1,672,854 m ² (100.00%)	98.39%
二ノ城戸跡	— (— %)	405 m ² (7.29%)	5,141 m ² (92.71%)	5,546 m ² (100.00%)	0.33%
居館跡	— (— %)	21,654 m ² (100.00%)	— (— %)	21,654 m ² (100.00%)	1.27%
家臣屋敷跡	— (— %)	— (— %)	209 m ² (100.00%)	209 m ² (100.00%)	0.01%
合 計	364,852 m ² (21.22%)	1,333,685 m ² (78.44%)	5,726 m ² (0.34%)	1,700,263 m ² (100.00%)	100.00%



第17図 土地所有状況図 (1/20,000)

第1節 史跡指定と指定地の現状

土地利用

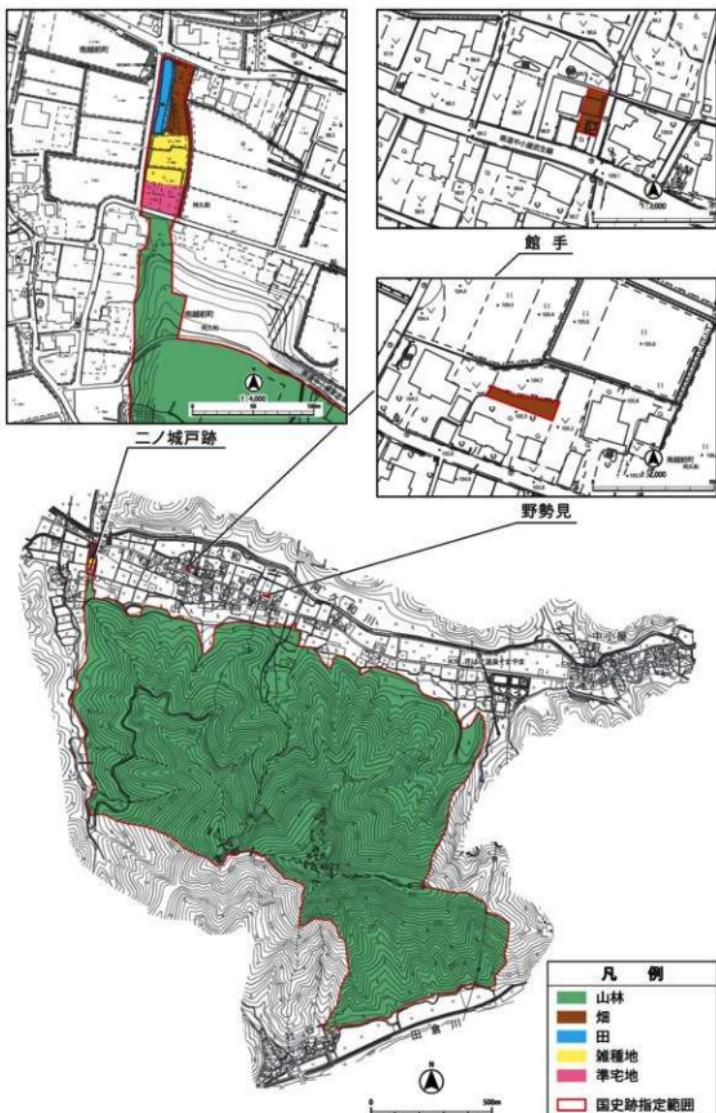
史跡指定地の土地利用を地目別にみると、山林・畑・田・雑種地・準宅地等に分けられるが、山林が全体の99.80%を占め、残りの0.20%が畑、田、雑種地、準宅地となっている。現状の土地利用も地目とほとんど変わらない。

表-17 地目別の面積比率

地 目	面 積	比 率
山 林	1,696,867 m ²	99.80%
畑	1,058 m ²	0.06%
田	405 m ²	0.02%
雑種地	1,378 m ²	0.08%
準宅地	555 m ²	0.03%
合 計	1,700,263 m ²	100.00%

表-18 遺跡別の土地利用状況

遺跡区分	山 林	畑	田	雑種地	準宅地	合 計
山城跡	1,672,854 m ² (100.00%)	— (— %)	— (— %)	— (— %)	— (— %)	1,672,854 m ² (100.00%)
城戸口跡	2,359 m ² (42.54%)	849 m ² (15.31%)	405 m ² (7.29%)	1,378 m ² (24.85%)	555 m ² (10.01%)	5,546 m ² (100.00%)
居館跡	21,654 m ² (100.00%)	— (— %)	— (— %)	— (— %)	— (— %)	21,654 m ² (100.00%)
家臣屋敷跡	— (— %)	209 m ² (100.00%)	— (— %)	— (— %)	— (— %)	209 m ² (100.00%)
合 計	1,696,867 m ² (99.80%)	1,058 m ² (0.06%)	405 m ² (0.02%)	1,378 m ² (0.08%)	555 m ² (0.03%)	1,700,263 m ² (100.00%)



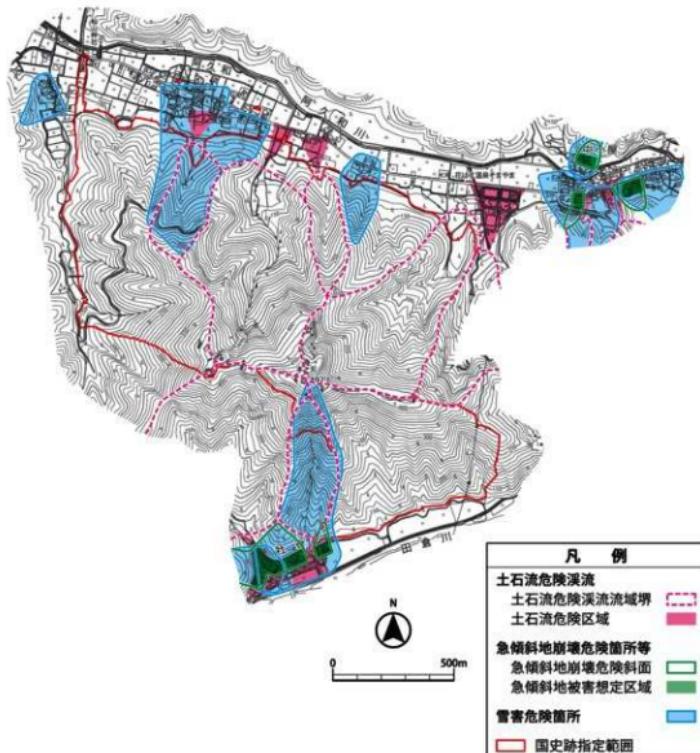
第18図 土地利用状況図 (1/20,000)

防災上の指定地域

史跡指定地内には、下図に示したような土砂災害に関する指定地があり、その種類は土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、雪崩危険箇所である。

3種類の土砂災害の指定は、現地の斜面傾斜、渓床勾配、崖錐堆積物等の未固結堆積物や亀裂質な岩盤の分布、植生状況等から判断されるが、この中でも、斜面傾斜及び渓床勾配といった、地形状況が主な決定根拠になる。

そこで榎山の地形に注目すると、榎山は、浸食作用が顕著で、谷の発達が著しく、山頂付近まで谷が刻まれている。谷頭斜面は急傾斜をなし、特に本丸南側と東御殿の北側斜面



第19図 土砂灾害警戒区域等指定図 (1/20,000)

出典：福井県土砂灾害警戒区域等管理システム 福井県（一部改変）

では岩盤が露出し、急崖を呈している。

また、浸食の進行は袖山の山稜を細長く伸びた形状に変化させている。

一方、山裾では、北は阿久和川、南は田倉川の2河川によって、斜面が浸食され、急傾斜を呈している箇所（中小屋地区、社谷地区等）が認められる。

このような浸食作用により、現在のような急峻で谷の深い地形を形成するようになったと推測できる。

そして、上記に示した地形上の特徴から、土石流や雪崩、急傾斜地といった土砂災害危険箇所指定地の対象になったと考えられる。

袖山における指定地の分布状況としては、比較的大きな谷で土石流危険渓流及び雪崩危険箇所が、山裾の急傾斜の斜面で急傾斜崩壊危険箇所がそれぞれ分布する。

なお、土石流と雪崩の分布箇所はおおむね重なっているが、これは土石流が発生するような谷では、斜面崩壊が生じていることが多く、崩壊地では植生がつきにくくなるため、雪崩が発生しやすいという相関性に起因するものと考えられる。

今回は土石流について、下記の6つの渓流について文献調査及び現況調査を行った。

- 阿久和地区 城山西谷
- 阿久和地区 居館跡
- 阿久和地区 稲葉谷
- 中小屋地区 西居谷
- 中小屋地区 居屋谷
- 社谷地区 上野谷川

調査の結果、土石流の可能性のある渓流にはおおむね砂防施設が設置されており問題ない。また、稲葉谷には砂防施設はないが、渓床勾配が緩く、最近の土砂移動の形跡も確認できないことから問題ないと考えられる。

調査結果諸元及び現地状況写真を資料編に添付する。

第2節 史跡整備の状況

(1) 史跡整備の経過

袖山城跡では、山城跡一帯と城下の居館跡、家臣屋敷跡、二ノ城戸跡の一部が国史跡に指定されており、昭和45年から56年にかけ継続した発掘調査と環境整備事業が実施された。当時は開発事業の急増に伴う大規模調査が始まった時期で、福井県内においても一乘谷朝倉氏遺跡が国の特別史跡に指定されている。こうした遺跡の保存整備に対する気運の高まりとともに、袖山城跡でも福井県立一乘谷朝倉氏遺跡資料館の指導により山城跡の発掘調査と環境整備が実施された。6次にわたる発掘調査では、東御殿、西御殿、本丸（堀切）、殿池（水場）を調査し、礎石建物群などが検出されている。同時に建物遺構の平面表示、地形復元、植生復元、園路整備等も行われた。また、袖山は山頂までの比高差が約350mあり、途中も切り立った断崖が続くことから、山城へのアクセス道として登山道及び林道整備も行い、史跡見学だけでなく軽登山のコースとしても知られている。

一方、城下の阿久和集落では、以前から城戸の内外で遺物が出土しており、発掘調査の必要性が指摘されていた。「飽和宮」伝承地及び二ノ城戸跡一帯における土地改良事業が計画された際には、袖山城を支えた城下集落に関連する遺構の存在が予測されたため、昭和52年に緊急発掘が行われた。トレンチを主にした調査ではあるが、飽和宮跡では道路、石組溝、井戸、礎石建物等を検出し、瓜生氏以降甲斐氏が在城した時期までの遺構が広く遺存していることが確認された。また、二ノ城戸跡では外濠の掘りかたが検出されており、谷の開口部幅約250mにわたり外濠が巡っていたと考えられる。

こうした調査成果により、昭和54年、二ノ城戸跡と居館跡における未指定地が国史跡の追加指定を受け、約172haにおよぶ範囲が国史跡となった。また、山城跡の整備事業に続き居館跡や二ノ城戸跡などをはじめとした城下に存在する重要遺構の整備事業が計画

表-19 発掘調査の経過

番号	調査箇所	年 度	内 容
1	殿 池（水場）	昭和47年度	史跡整備に伴う内容確認調査
2	本 丸（堀切）	昭和48年度	史跡整備に伴う内容確認調査
3	東御殿	昭和48年度	史跡整備に伴う内容確認調査
4	西御殿	昭和50年度	史跡整備に伴う内容確認調査
5	飽和宮跡	昭和52年度	土地改良事業に伴う緊急発掘調査
6	二ノ城戸跡	昭和52年度	土地改良事業に伴う緊急発掘調査
7	居館跡	平成13～18年度	史跡整備に伴う内容確認調査（第1～6次）

され、二ノ城戸跡においては外濠の一部が復元整備された。続く居館跡の整備事業については、面積が約3haと大規模なことなどから事業が一時中断したものの、平成11年度からは公有地化を進め、翌年度に策定した『整備基本構想』に基づき内容確認のための発掘調査を実施している。

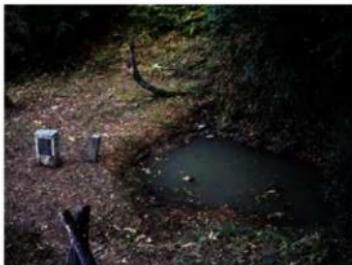
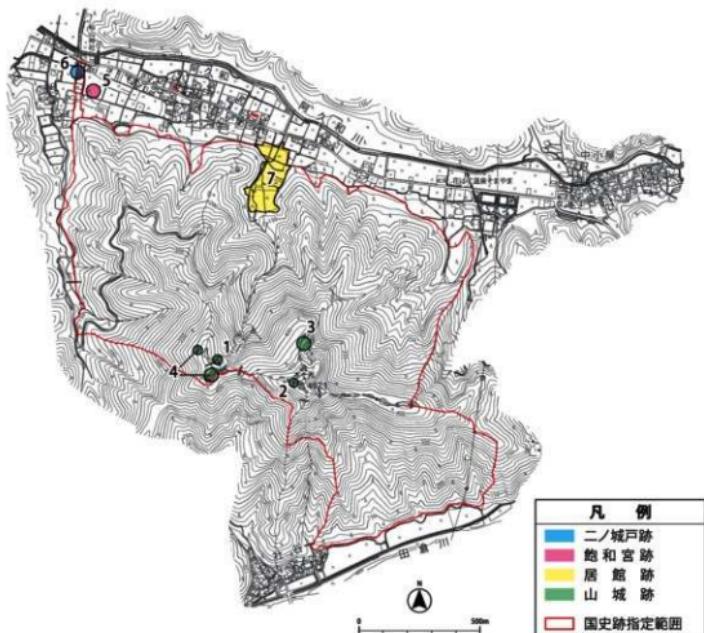


写真12 殿池整備状況（昭和47年）



写真13 東御殿基礎石建物（昭和48年）



第20図 発掘調査位置図 (1/20,000)

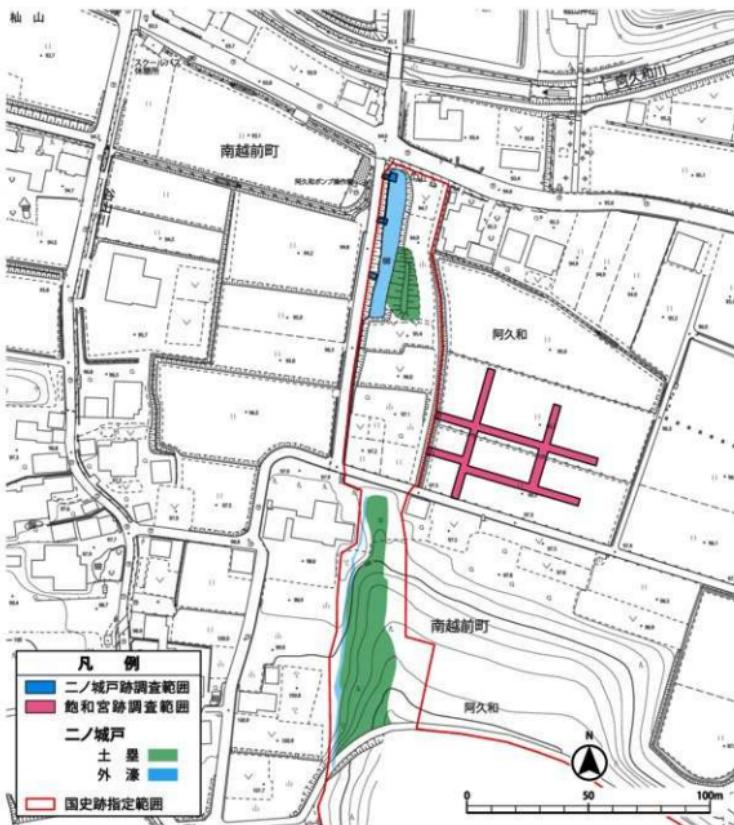
第2節 史跡整備の状況



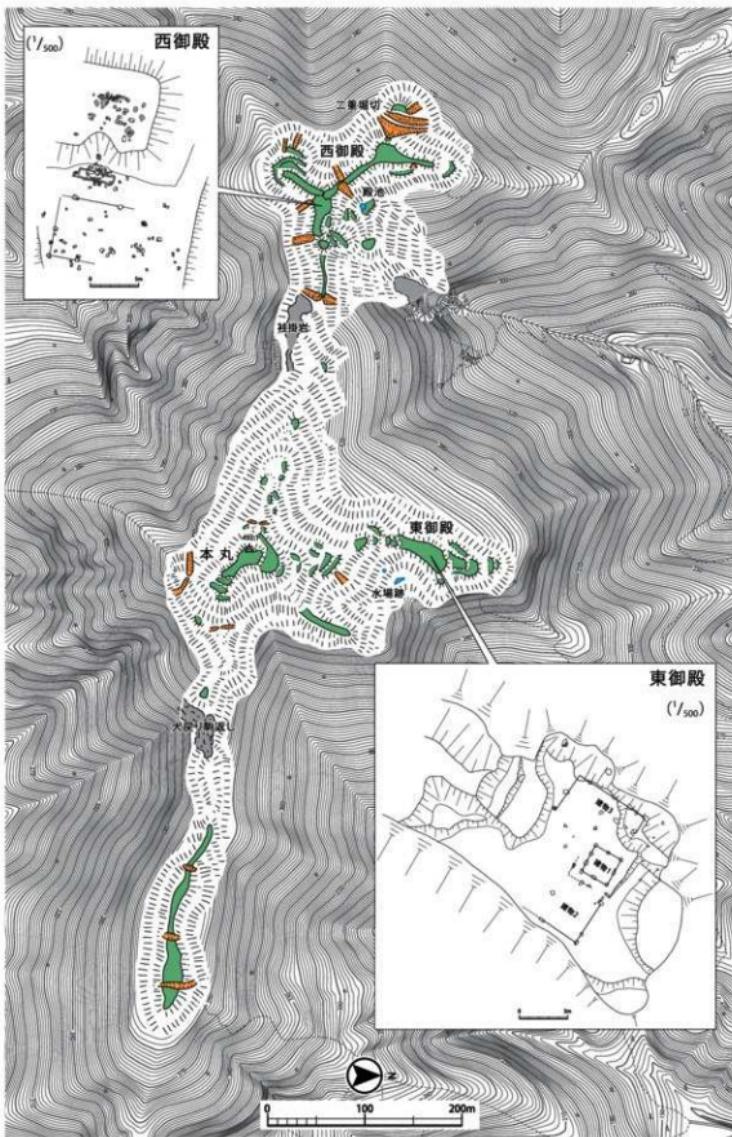
写真14 二ノ城戸跡整備風景（昭和56年）



写真15 鮑和宮跡調査区全景（昭和52年）



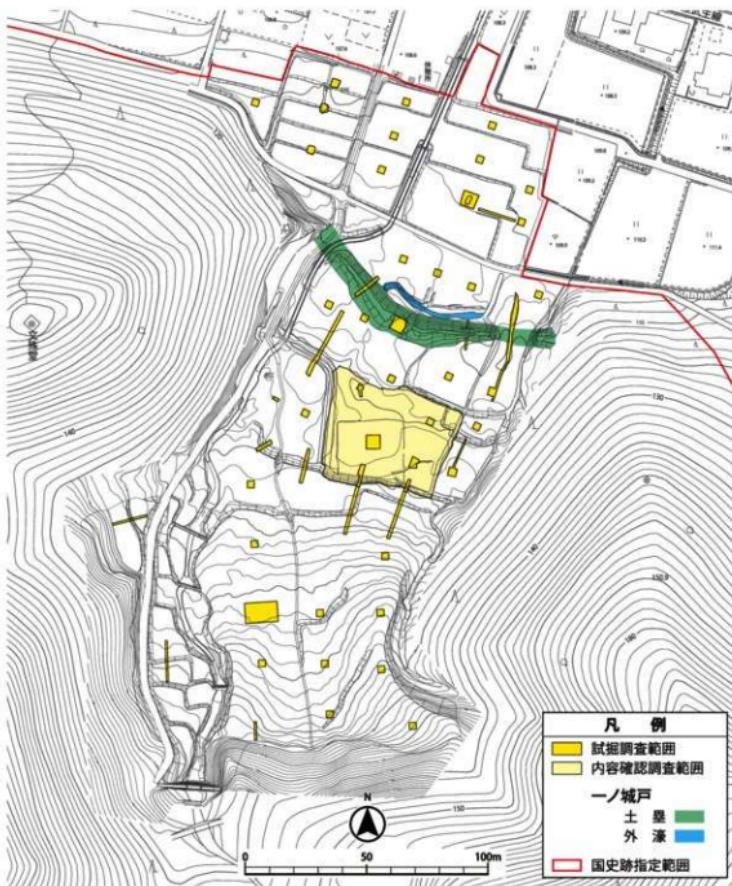
第21図 二ノ城戸跡・鮑和宮跡調査位置図 (1/2,000)



第22図 杣山城跡縄張図 (1/5,000)

(2) 居館跡の発掘調査

居館跡は、二ノ城戸跡から阿久和谷へ約1km奥に入った、幅約100m、奥行き約300mの支谷に築かれている。谷の開口部には、「一ノ城戸」と呼ばれる土壘と濠が設けられており、幅が約100m、高さが約3m、前面には5段分の石積みが残っている。館の構えの中には「大屋敷」の字名が残り、館の中心的建物が建ち並ぶ広い平坦面が存在する。この平坦面から山ぎわまでは緩やかな緩斜面が続くが、小さな平坦面も築かれており、倉庫と思われる礎石建物も確認できた。また、土壘の外側にも「御屋敷」の字名が残り、土



第23図 居館跡調査位置図 (1/2,000)

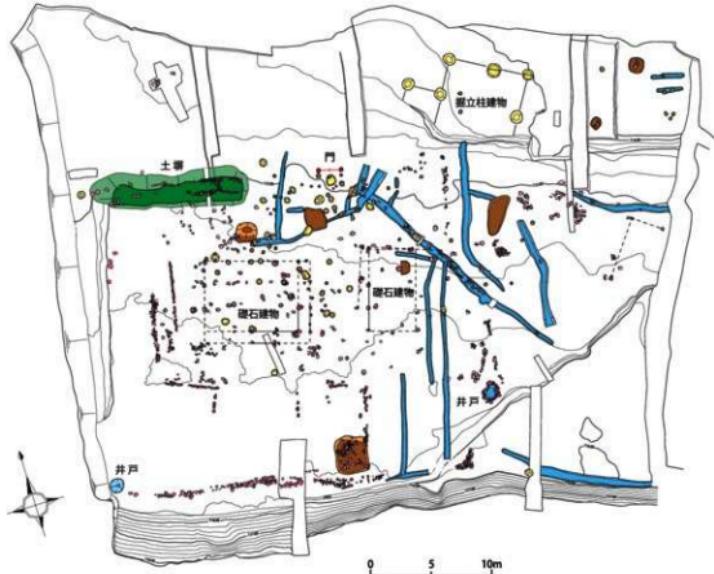
坑や石列を検出していることから副郭あるいは郭外の居住空間であった可能性もある。

平成13年度から実施している史跡整備に伴う試掘調査及び内容確認調査では、複数の遺構面を確認しているが、概ね15世紀前半を境に館を拡張しており、斜面を削平・盛土した造成がみられる。検出した建物遺構も、掘立柱建物から礎石建物を主としたものへと移行し、「一ノ城戸」の土塁もこの時期に造り替えられ、石積みが設けられたものと思われる。これらは山城跡における礎石建物の存在や、飽和宮跡で確認された遺構群の広がりにもみられるように、大名クラスの居館へと整備されていった様子がうかがえる。

遺物については、土師質皿、越前焼、瀬戸美濃焼、青磁・白磁等の輸入陶磁器、瓦質土器、鉄製品、石製品等が出土しており、これまでで約14万点に達している。概ね14世紀末～15世紀後半までに位置付けられるが、土器廃棄土坑等からの一括遺物もあり、館の存続時期を考える上でも貴重な資料となると考えられる。



写真16 居館跡調査区全景（平成15年）



第24図 居館跡遺構配置図 (1/400)

(3) 史跡整備地の現状

山城跡一帯における発掘調査では、西御殿で3棟、東御殿で3棟の礎石建物を検出している。それらは周辺地形復元、園路敷設等の環境整備とともに、礎石を露出した形で展示しており、建物跡の範囲を示すため礎石間をアスファルトブロックで縁取りし、内部にはレミタルまたはソイルセメントを用い展庄舗装を施している。いずれも露天による遺構展示であり、整備後30年以上が経過していることから、舗装面の劣化・風化が見受けられる。現状で大きく破損した部分はないものの、今後は礎石の流出を防ぐ修復措置を検討する必要がある。

史跡指定地内の植生においては、山頂の整備地における人工的に間伐・植栽した部分と、潜在的自然植生を維持した山腹部分、スギが植林された山麓部分とに大きく分けられる。これまで、枯損木・不要木等の間伐を行ってきたが、今後はそれぞれの環境に適合した樹種に限定した植栽を段階的に行うなど、安定した自然環境を維持していくことが望ましい。また、西御殿・東御殿に自生するアカマツの巨木は、山城のシンボルツリーであり、麓から眺めるときのランドマーク的な役割も担っている。病害等により枯死したものについては、代替のものを補植していくことも検討する。



第25図 西御殿・東御殿 整備状況図 (1/1,000)



写真 17 整備直後の東御殿（昭和 49 年）



写真 18 現在の東御殿



写真 19 整備直後の西御殿（昭和 51 年）

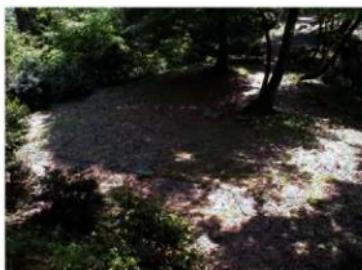


写真 20 現在の西御殿



写真 21 整備直後の二ノ城戸跡（昭和 56 年）



写真 22 現在の二ノ城戸跡

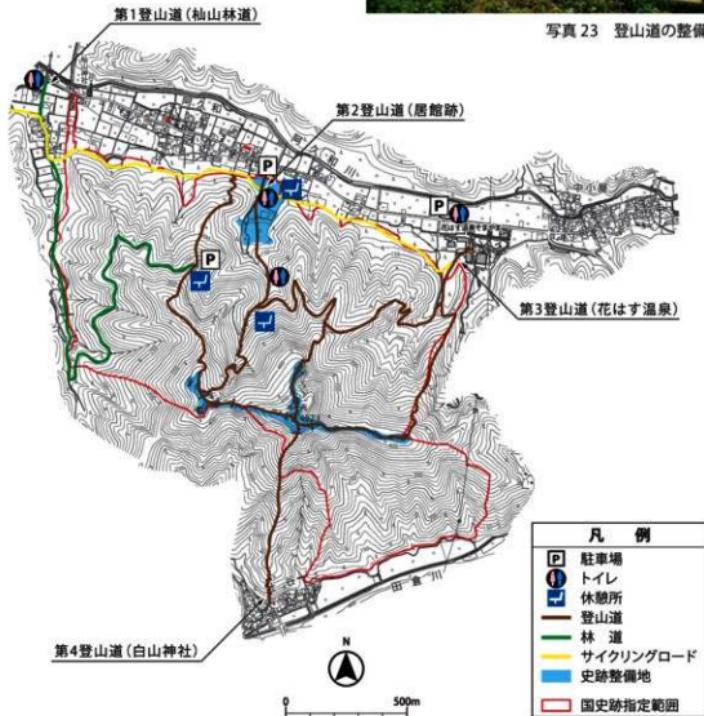
(4) 史跡整備地の管理状況

史跡袖山城跡の管理団体は南越前町であり、史跡指定以来、山城跡や二ノ城戸跡の環境整備をはじめ、管理施設、標識、説明板等を設置しており、史跡公園として管理している。また、昭和50～52年に実施された福井県の生活環境保全林整備事業により、15.4haにわたる自然林造成・改良が行われ、森林公园としても整備された。以後、史跡見学のみならずハイキングコースとしても活用されており、軽登山や学校児童などによる登山をはじめ町内外から利用者がみられる。

なお、草刈りや登山道整備など史跡地内の維持管理については、業者委託により定期的に実施している。



写真23 登山道の整備



第26図 環境整備状況図 (/20,000)

第4章 保存管理計画

第1節 基本方針

杣山城跡は、標高492.1mの本丸を最高峰とし、東西に走る主脈とそこから北に走るいくつかの支脈に分かれ、その城下も含めると東西約2.5km、南北2kmにおよぶ広大な遺跡である。史跡指定地は、山間の山城跡と城下の居館跡・家臣屋敷跡・二ノ城戸跡に分けられ、遺跡の性格、遺構の残存状況、立地環境、土地利用などが異なっていることから、それぞれの状況に即した保存管理を進めていく必要がある。

また、過去の発掘調査において遺構が検出されている飽和宮跡や周辺の出城などをはじめとする史跡指定地以外の関連地域においても、杣山城跡の構成を理解する上で重要な遺跡であることから、計画の対象範囲に含め、必要な地域については追加指定も視野に入れるものとする。

なお、これら史跡指定地以外の関連地域は大部分が民有地であり、地域の人々の居住地域を含んでいることから、住民生活との調和を図りながら史跡等の保存・活用並びに景観保全を進めることを念頭におくものとする。



写真24 上空からみた杣山城跡

第2節 保存管理地区の設定

現段階で想定される袖山城跡の基本的構成、立地環境などの特性を踏まえ、整備・活用の視点も加え、次の地区に分けて、保存活用を図っていきたい。

表－20 保存管理地区的ゾーニング

地区名	細区分	
A ゾーン	A - 1	山城遺構地区
	A - 2	景観保全地区
B ゾーン	B - 1	居館地区
	B - 2	家臣屋敷地区
	B - 3	二ノ城戸地区
C ゾーン	C - 1	山城周辺地区
	C - 2	城下推定地区
	C - 3	八王子城地区

A ゾーン

A ゾーンは、袖山山頂から山麓までの字「城山」とされる地域で、史跡指定地の98.4%が占められる。山頂付近の山城遺構とそれをとりまく山林で構成されるため、「山城遺構地区」と「景観保全地区」に細区分する。

A - 1 山城遺構地区

- 鎌倉末期、瓜生氏によって築城された山城の中心部で、山頂から3方に延びた尾根上に曲輪が配置され、礎石建物とともに堀切、竪堀等の遺構が確認されている。
- 昭和45年から昭和56年にかけての第1次環境整備事業において、発掘調査と整備を実施しているが、建物遺構の範囲を示したアスファルト舗装面などに劣化、風化が見られる。
- 尾根の頂部を境に北側は町有地、南側が県有地となっている。

A - 2 景観保全地区

- 山城遺構地区をとりまく山林地域で、森林公園としても整備された山腹の自然林とスギが植林された山麓一帯とに分けられる。
- 山麓から山城への登山道は数多く存在するが、西御殿、本丸、東御殿等の曲輪に至るメインルートを中心に登山道の整備と沿道にサイン、便益施設が設置されている。
- 土地所有は山城遺構地区同様、北側が町有地、南側が県有地である。

B ゾーン

袖山山麓に築かれた城主居館跡、土塁が残る家臣の屋敷跡、谷の入口を閉塞する二ノ城戸跡に分けられる。いずれも重要遺構が存在する地域である。

B－1 居館地区

- 袖山山麓の幅約100m、奥行き約300mの支谷に所在し、谷の開口部には「一ノ城戸」と呼ばれる土塁と濠が設けられており、「大屋敷」「御屋敷」の字名も残っていることから、城主の居館跡と推定される地域である。
- 平成11年度から居館跡全域約3haの公有化とともに史跡整備に向けた事前遺構確認調査を実施しており、「大屋敷」地区では主殿等の建物遺構が確認され、約14万点に及ぶ土器・陶磁器等の遺物が出土している。

B－2 家臣屋敷地区

- 山麓の阿久和集落内に位置し、屋敷跡と推定される2箇所が飛び地で史跡指定された地域である。現状で確認される土塁の範囲が国史跡に指定されている。
- それぞれ「館手」「野勢見」の字名が残る地域で、周辺にも「美濃家」「大塚」「藤ノ木」等の字名が残っていることから、家臣の屋敷が建ち並んでいたと考えられる。
- いずれも民有地で、地目は畠となっている。

B－3 二ノ城戸地区

- 阿久和谷の入口に存在する城戸遺構で、袖山の山裾から北側に向かって谷を横断し、約250mにわたって延びる土塁と外濠が、谷を閉塞する形で築かれている。
- 山裾側の南半分は山林、準宅地となっており、高さ3.5m～5mの土塁と幅6m～7mの外濠がほぼ原形をとどめている。一方、北半分の土塁は大部分で削平を受けているが、外濠は昭和52年の土地改良事業に伴う発掘調査において、山裾側から延長して延びてくることが確認されており、一部で復元整備を実施している。
- 復元整備地以外は民有地である。



写真25 二ノ城戸跡 山裾の土塁

Cゾーン

史跡指定地外ではあるが、埋蔵文化財包蔵地として周知されている区域。中世の山城・城下町として保存・活用していく上で重要な地域である。地形や土地利用、遺跡の内容から「山城周辺地区」「城下推定地区」「八王子城地区」に細区分する。

C-1 山城周辺地区

- 史跡指定地である山城遺構地区（A-1）に隣接し、同様の山城遺構が存在する地域である。
- 山城跡の西端及び東端の一部において、史跡指定地（字「城山」）の境界線上に曲輪・堀切等の遺構が存在している。

C-2 城下推定地区

- 榛山山麓の阿久和谷においては、これまで一部での発掘調査しか行われておらず詳細な内容は不明だが、家臣屋敷地や社寺地を窺わせる地名・字名が残っており、山城や城主居館などの存在からもかなりの規模の集落が形成されていたと考えられる。
- 史跡指定地周辺や、過去の発掘調査で遺構が検出された飽和宮跡周辺、土地改良事業等により地形が変更されていない地域などには重要遺構が存在する可能性がある。
- 現在は阿久和区、中小屋区の集落が形成されており、宅地と農地が混在しているが、これまで大きな開発事業も行われていないため、歴史的雰囲気の漂う景観を保っている。

C-3 八王子城地区

- 八王子城として登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地。
- 阿久和谷を挟み榛山城跡の北側に位置する。八王子山の山頂には土塁が残っており、山城の出城とされている。



写真26 山麓の阿久和集落



写真27 八王子城跡

第3節 保存管理基準

A ゾーン

【保存管理基準】 史跡指定を受けた区域であり、原則として史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要な現状変更以外は認めない。

【保存管理方針】 保存整備された遺構を適切に管理しながら、自然地形を利用して築かれた山城の特性を活かし、史跡探訪やハイキングができる地区として自然環境の保全を図る。

A－1 山城遺構地区

【現状変更】 史跡の調査研究・保存整備・維持管理上必要なもの以外は認めない。但し、樹木の伐採等において、遺構の保護や登山ルートの整備など必要なものについては認める。

【公有化】 県有地、町有地で占められる地域である。

【発掘調査】 保存を前提に計画的に実施する。

【整備活用】 既存の整備区域の適切な維持管理を行い、老朽化した部分を優先的に補修等を行う。

A－2 景観保全地区

【現状変更】 史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要なもの以外は認めない。但し、安定した自然環境を維持するための適切な伐採、間伐、植栽等については認める。

【公有化】 県有地、町有地で占められる地域である。

【発掘調査】 保存を前提に計画的に実施する。

【整備活用】 登山道、利便施設、サイン等の適切な維持管理を行い、必要に応じて補修等を行う。

B ゾーン

- 【保存管理基準】 史跡指定を受けた区域であり、原則として史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要な現状変更以外は認めない。但し、現状の土地の利用は認めるものとする。また、遺構の保存整備を前提とし、必要な箇所は公有化を図る。
- 【保存管理方針】 桧山城下において、「館」「城戸」という主要な遺構が存在する区域であり、全容の解明に向けた積極的な保存整備を図る。

B－1 居館地区

- 【現状変更】 史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要なもの以外は認めない。
- 【公有化】 全て町有地である。
- 【発掘調査】 史跡整備に向け優先的、計画的に発掘調査を行う。
- 【整備活用】 発掘調査の成果を踏まえた整備計画に基づき、遺構の保存活用を推進する。

B－2 家臣屋敷地区

- 【現状変更】 史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要なもの以外は認めない。但し、現状の土地利用において公益上必要と判断され、遺構に影響を与えない軽微なものについては認めることとする。
- 【公有化】 民有地については必要に応じ公有化を図る。
- 【発掘調査】 必要に応じ実施する。
- 【整備活用】 整備計画に基づき、計画的に保存整備を図る。

B－3 ニノ城戸地区

- 【現状変更】 史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要なもの以外は認めない。但し、現状の土地利用において公益上必要と判断され、遺構に影響を与えない軽微なものについては認めることとする。
- 【公有化】 民有地については必要に応じ公有化を図る。
- 【発掘調査】 史跡整備に向け、計画的に発掘調査を行う。
- 【整備活用】 発掘調査の成果を踏まえた整備計画に基づき、遺構の保存活用を推進する。

Cゾーン

- 現状において史跡指定地外であり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている区域。
- 史跡指定地と一体をなす地域であり、遺構などの解明を図るとともに、良好な歴史的景観・自然環境の保全に努める。
- 今後の調査研究により重要遺構が確認された場合は、追加指定及び公有地化を積極的に進める。

C－1 山城周辺地区

- 史跡指定地の山城遺構地区（A－1）と一体をなす地区として、山城遺構の保存と自然環境の保全を図る。
- 史跡指定地周辺に存在する曲輪・堀切等の遺構や今後の調査により確認された遺構については、積極的に追加指定を検討する。

C－2 城下推定地区

- 計画的な発掘調査等による調査データの蓄積に努め、重要遺構が確認された場合は追加指定を推進する。
- 史跡整備に伴い、ガイダンス施設等活用上必要な施設の整備を図る。

C－3 八王子城地区

- 計画的な発掘調査等による調査データの蓄積に努め、必要な箇所は追加指定を推進するとともに公有化や保存整備を検討する。
- ここでは八王子城のみを取り上げたが、茶臼山城・黒山城をはじめとする他の出城の存在についても、榎山城とのネットワーク化を図るため必要な調査を進めていく。



写真28 茶臼山城跡



写真29 黒山城跡

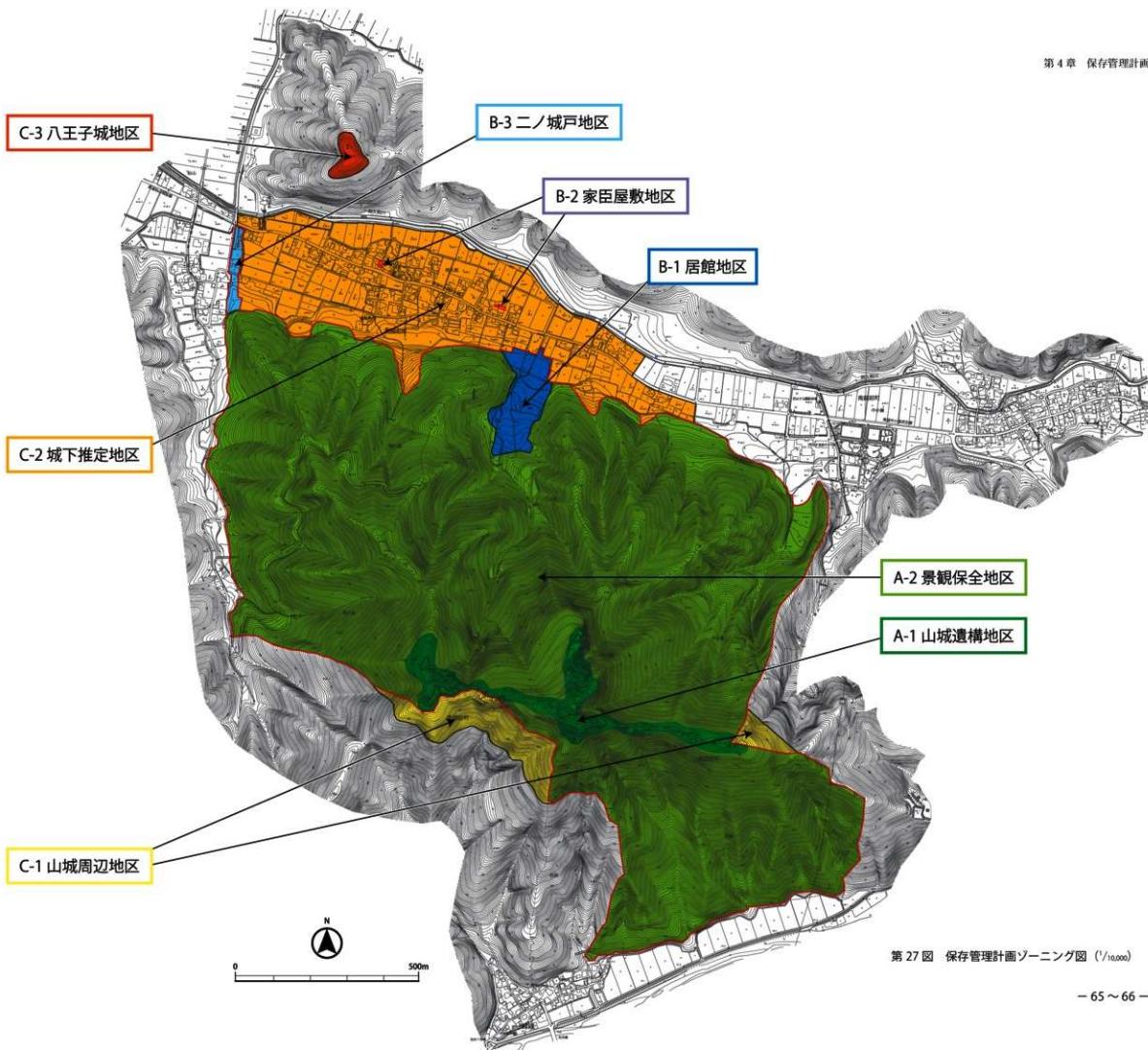
第3節 保存管理基準

表一 21 保存管理基準表1（史跡指定地）

現状変更規制基準		○原則として史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要な現状変更以外は認めない。 ○遺構の保存整備を前提とし、必要な箇所は公有化を図る。			
地区区分		現状変更	公有化	発掘調査	整備活用
Aゾーン	A-1 山城遺構地区	遺構の保護や登山ルートの整備等に必要な伐採等については認める。		保存を前提に計画的に実施する。	既存整備区域で老朽化した箇所を優先的に実施する。
	A-2 景観保全地区	安定した自然環境を維持するための適切な伐採・間伐・植栽等は認める。		保存を前提に計画的に実施する。	計画的に実施する。
Bゾーン	B-1 居館地区	史跡の調査研究・保存整備・維持管理上必要な現状変更以外は認めない。		保存を前提に優先的、計画的に実施する。	保存整備を優先的に実施する。
	B-2 家臣屋敷地区	現状の土地利用において軽微なものは認める。	必要に応じて行う。	保存を前提に計画的に実施する。	計画的に実施する。
	B-3 二ノ城戸地区	現状の土地利用において軽微なものは認める。	必要に応じて行う。	保存を前提に計画的に実施する。	保存整備を優先的に実施する。

表一 22 保存管理基準表2（史跡指定地外）

共通基準		○調査研究によって遺構の解明を図るとともに、良好な歴史的景観の形成に努める。 ○必要な箇所は追加指定を推進する。		
		調査・研究	追加指定	整備活用
Cゾーン	C-1 山城周辺地区	遺構の遺存状況を把握するための確認調査を計画的に実施する。	必要に応じて検討する。	必要に応じて実施する。
	C-2 城下推定地区	遺構の遺存状況を把握するための確認調査を計画的に実施するとともに、開発行為等に対応した発掘調査を実施する。	重要遺構については、各種調査の成果に基づき検討する。	必要に応じて実施する。
	C-3 八王子城地区	遺構の遺存状況を把握するための確認調査を計画的に実施する。	各種調査の成果に基づき検討する。	袖山城跡との関連を解明し、サイン等によりネットワーク化を図る。



第5章 整備活用計画

第1節 基本方針

日本有数の中世山城である袖山城跡に残る良好な歴史的環境や、これらを育んだ豊かな自然環境を後世に継承するとともに、現代の生活環境との調和を図り、地域のシンボルとして多くの住民の活用と歴史観光の中核としての魅力化を目指す。

＜目 標＞

- * 史跡袖山城跡の保護
- * 史跡袖山城跡を中心とした歴史的環境の保存
- * 史跡袖山城跡及び周辺地域の自然環境の保全
- * 史跡袖山城跡に関する調査・整備と積極的な活用
- * 史跡袖山城跡を中心とした歴史・文化のネットワーク化

＜方 針＞

- * 歴史的環境、自然環境の保全方法の検討と管理体制の整備
- * 袖山文化の掘り起こしと計画的、継続的な調査研究の推進
- * 袖山城跡城下部や周辺の整備・復元による袖山文化の再現・史跡公園化
- * 歴史的環境を活かした地域住民と行政の協働によるまちづくりの推進

第2節 整備活用計画の骨子

(1) 調査研究計画

袖山城の様子を具体的に知るには、各種の調査・研究が必要不可欠である。今後の史跡整備や史跡の追加指定を推進するためにも、相互に関連しあいながら長期的展望に立った総合的な学術調査が必要である。

発掘調査

- 史跡整備の推進、史跡指定地の範囲拡大を検討するため計画的に実施する。
- 調査は、各地区の保存管理基準に則り、保存を前提として行う。
- 各事業の進捗状況に応じ、調整を図りながら実施していくものとする。

資料調査

- 袖山城跡に関する古文書・絵図等の史料、論文等の文献資料の調査収集。
- 地籍図等に基づく地名調査、伝承の聞き取り調査。
- 袖山城だけでなく、周辺の城跡・関連遺跡も含め広い視野を持った研究が必要である。

(2) 史跡整備計画

遺構整備

- 遺構整備の具体的方法については、全体計画における位置付け、発掘調査等の研究成果、現地での遺構の遺存状況や環境特性等、総合的な検討を行う。
- 基本的には、遺構が良好に遺存し環境整備が行われている山地部は、整備した遺構の補修景観保全等を主とし、城下部は居館跡、二ノ城戸跡等における建物・濠・土塁等の復元や表示等の遺構整備が考えられる。

便益施設

- 現段階で必要と考えられる主な施設としては、発掘調査等各種研究成果の情報提供、袖山城跡の総合案内を目的としたガイダンス施設、各ゾーンに関する小ガイダンスや休息等の利便を目的としたサブセンター施設や駐車場・見学路・各施設を結ぶ連絡路等が挙げられる。
- これらの施設に関しては、袖山城跡に隣接する花はす温泉そまやま・花はす公園や町内の関連施設との連携や相互補完等に充分配慮した性格付けが必要である。

環境保全

- 歴史的景観に関し、特に遺構整備地区及びその周辺部について当時の袖山城の景観が感じられるような景観形成を目指す。
- 史跡の特性を活かし、レクリエーションや野外活動等、多様な利用にも配慮した修景方法等についても検討する。
- 自然環境については、山頂部、山腹部、山麓部それぞれに適合した自然植生と貴重種の存在に配慮し、安定した環境を維持する。

安全対策

- 土石流危険渓流として指定された渓流については、設置されている砂防施設の状況や浸食等の状況を定期的に監視する。
- 山城跡へアクセスする登山道については定期的に整備を行っているが、土砂災害に関する指定地等の状況を踏まえ、融雪や大雨などの直後に崩落等の危険がある箇所を十分把握し、優先的に整備を行う。また、今後新たな登山ルートを整備する際には、それらの状況を踏まえた上で実施する。

(3) 史跡を活かしたまちづくり

史跡を活かしたまちづくりを行っていくためには、地域住民と行政との連携が必要不可欠である。史跡の利用拡大や地域の活性化において、良好なパートナーシップを形成し、協力体制をとっていく必要がある。

地域住民と行政との連携

- 史跡保存会など地域住民による組織の育成を図る。
- 史跡を活用する住民主体のイベント等への支援や、文化財ガイド等の人材育成を図る。

【事例：袖山たいまつ登山】

地元阿久和区が主催するイベントで、袖山城の歴史をしのび、たいまつを模した電灯を手に居館跡から山頂本丸までを登山し、麓ではゲーム等を行い参加者相互の親睦を図っている。町内外から100名を超す参加者がある。



写真 30 袖山たいまつ登山のようす

利用拡大のための空間づくり

- 学校児童の遠足や各種団体の研修・行事の場として、あるいは文化的・教育的な行事やセレモニーの場としての幅広い利用を促進する。
- 歴史学習とともに自然環境等の資源を有効に活用し、「フィールド・ミュージアム」となるよう、史跡の整備を進める。
- 地域住民と来訪者の憩い、交流空間を確保できるようなイベント等による利用を促す。

【事例：のろし駅伝】

城跡を「のろし」で結ぶ交流イベントとして近江中世城跡保存団体連絡会が実施している「琵琶湖一周のろし駅伝」に、平成19年、福井県からも17箇所の城跡が初参加した。杣山城跡では20名が参加し行われた。



写真31 杣山山頂から立ちのぼる狼煙

地域資源の活用とネットワークづくり

杣山城跡の持つ歴史的資源や自然環境を最大限に活用し、史跡公園としての機能向上・利用拡大を図るために、周辺に存在する地域資源や多様な拠点施設と相互に連携させた活用方法を検討する。

○ 中世の山城

木ノ芽峠城塞群（鉢伏山城・觀音寺城・木ノ芽峠城・西光寺丸城）→燧ヶ城→杣山城

○ 歴史の道

奈良時代の北陸道（山中峠）

平安時代～中世の北陸道（木ノ芽峠、藤倉山・鍋倉山、湯尾峠）

近世の北陸道（柄ノ木峠、板取宿、今庄宿）

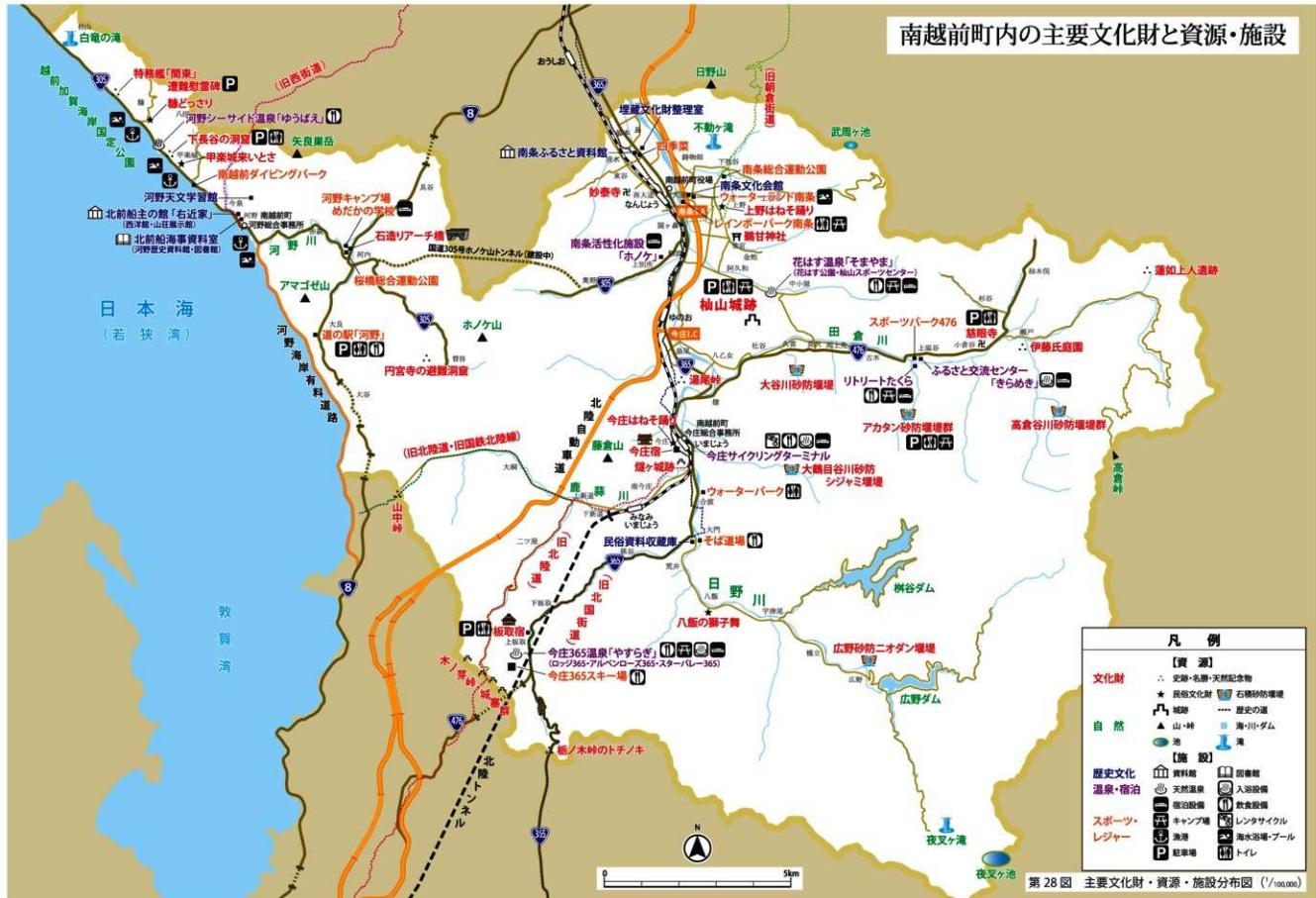
朝倉街道、西街道（馬借街道）

○ 歴史・文化施設

南条ふるさと資料館 北前船主の館「右近家」

○ 温泉・宿泊施設

花はす温泉「そまやま」 今庄365温泉「やすらぎ」 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」



資料編

- I－現状変更許可申請について
- II－土木工事等における埋蔵文化財の取扱い手続きについて
- III－土石流危険渓流調査報告書

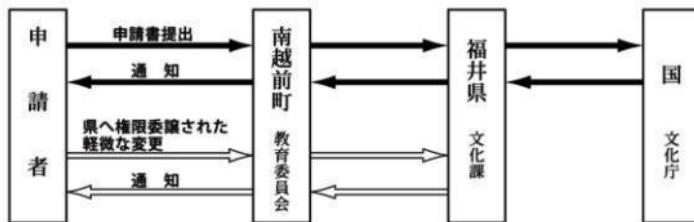
I－現状変更許可申請について

文化財保護法（抜粋）

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関するその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

現状変更許可事務の流れ



特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

(許可の申請)

- 1 文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
 - 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称の名称
 - 2 …（以下、略。申請書の様式を参照。）
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 2 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- 1 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
 - 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 2 現状変更等に係る地域及びこれに隣接する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 3 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
 - 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 6 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 9 前条第 2 項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第 2 号の実測図及び同項第 3 号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(様式)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名

現状変更等許可申請書

文化財保護法第125条第1項の規定により史跡仙山城跡における現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 史跡の名称
史跡 仙山城跡
- 2 指定年月日
昭和9年3月13日（文部省告示第90号）
昭和54年5月21日（文部省告示第94号）
- 3 所在地
福井県南条郡南越前町阿久和、中小屋、社谷
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
南越前町 福井県南条郡南越前町東大道29-1
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定期限
- 13 現状変更等に係る地域の地番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 その他参考となるべき事項

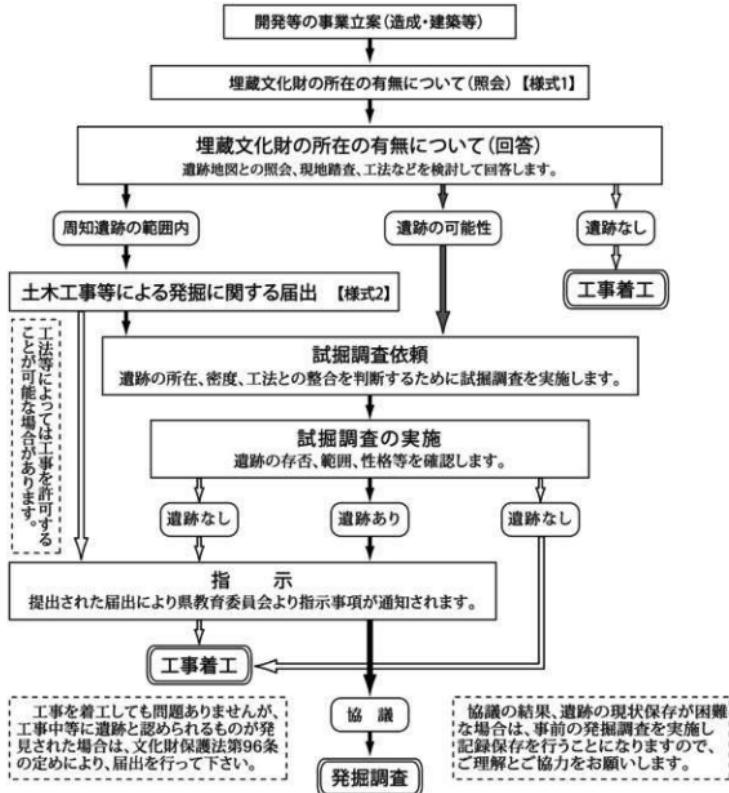
II－土木工事等に関する埋蔵文化財の取扱い手続きについて

土地に埋蔵されている状態にある土器や石器、集落跡や墳墓などの遺跡、また地上に露出している古墳や城跡などは、総称して埋蔵文化財と呼ばれています。こうした埋蔵文化財の存在が確認されている区域を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼び、南越前町内には現在 66 箇所が存在しています。これらの埋蔵文化財包蔵地で工事等を実施する場合には、埋蔵文化財発掘の届出が必要な場合があります。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で造成工事や建物建設工事等を行う場合

周知の埋蔵文化財包蔵地内で造成工事や建物建設工事等を行う場合には、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定により工事の 60 日前までの届出が義務付けられています。工事計画等の立案の際には、包蔵地の範囲への該当の有無や今後の手続等の有無を判断しますので、「埋蔵文化財の所在の有無について(照会)」の文書を工事着工予定の 60 日以上前に教育委員会へ提出して下さい。

手続きのフローチャート



文化財保護法（抜粋）

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第 92 条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に關し、当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(様式 1)

年 月 日

南越前町教育委員会 宛

住 所
氏 名

埋蔵文化財の有無の確認について（照会）

下記のとおり工事等を計画しておりますので、当該区域内の埋蔵文化財の有無について、
関係書類を添付して照会します。

記

- 1 場 所
- 2 面 積
- 3 地 目
- 4 事業主体
- 5 予定期間

添付書類

- (イ) 位置図
- (ロ) 地形図
- (ハ) その他（工事の概要を示す図面）

(様式 2)

平成 年 月 日

福井県教育委員会 様

住 所
氏 名

埋蔵文化財発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第 93 条第 1 項の規定により、下記 1 の事項について、下記 2 の関係書類を添付し、下記 3 のとおり届け出ます。

記

1 届出事項

- (1) 土木工事等をしようとする土地の所在および地番
- (2) 土木工事等をしようとする土地の面積
- (3) 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名または名称および住所
- (4) 土木工事等をしようとする土地に係わる遺跡の種類、員数および名称ならびに現状
- (5) 当該土木工事等の目的、計画および方法の概要
- (6) 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名および住所（法人その他の団体の場合は、その名称および代契約の氏名ならびに事務所の住所）
- (7) 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名および住所
- (8) 当該土木工事等の着手の予定期間
- (9) 当該土木工事等の終了の予定期間
- (10) その他参考となるべき事項

2 添付書類

土木工事をしようとする土地およびその付近の地図ならびに当該土木工事等の概要を示す書類および図面

3 内容

所 在 地		
面 積		
土地所有者	氏名等：	
	住 所：	
遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 郡城跡 宮衙跡 <input checked="" type="checkbox"/> 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）	
遺跡の名称	袖山城跡（福井県遺跡番号 26025）	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）	
遺跡の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 <input checked="" type="checkbox"/> 中世 近世 その他（ ）	
工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工事 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関係 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他の開発（ ）	
工事の概要		
工事主体者	氏名等：	
	住 所：	
施工責任者	氏 名：	
	住 所：	
着手予定期間		終了予定期間
参考事項		

指導事項

(注) 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代および工事の目的の欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入すること。

III-土石流危険渓流調査報告書

袖山城跡周辺には下図に示した6つの土石流危険渓流が存在する。

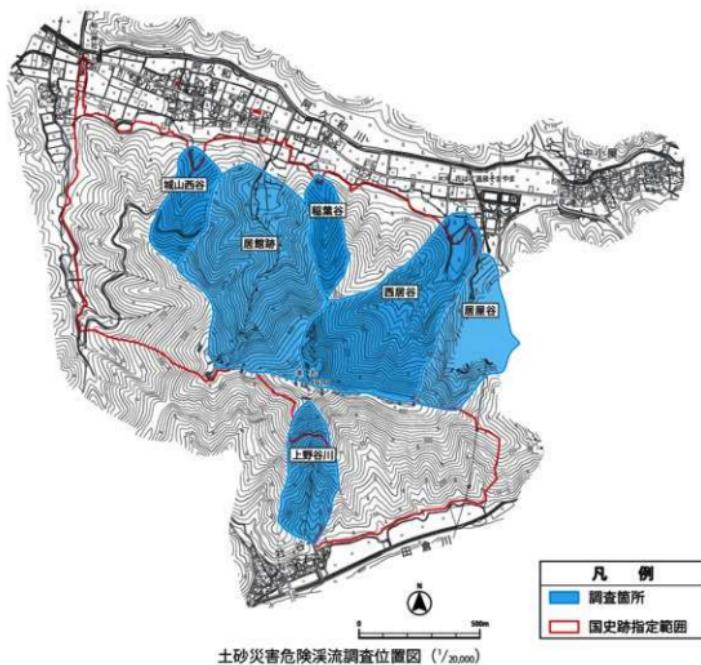
土石流とは、水を多量に含んだ土塊が渓流内を高速で流下する現象で、土石流危険渓流とは、土石流を生じる可能性のある渓流のことである。

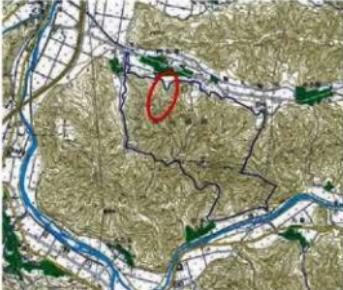
今回、史跡周辺の6つの土石流危険渓流について土石流調査を行った。調査は次の2点に注目し実施した。

- 砂防施設の堆砂量調査
→ 堆砂量の余裕を確認

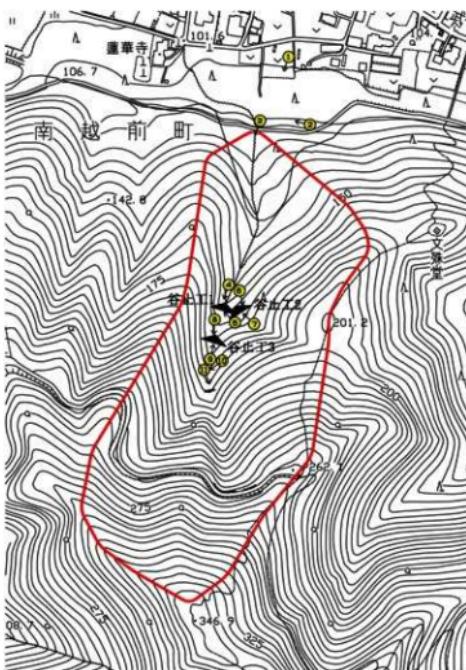
- 渓流の荒廃状況調査
→ 豪雨時に流出するような不安定な土塊（崖錐や崩積土）の有無

以下に、渓流ごとに調査結果をまとめた。



南越前町阿久和	箇所名	城山西谷						
 <p>砂防施設諸元</p> <table> <tr> <td>本流域 既往砂防施設</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>砂防施設の計画貯砂量</td> <td>2,498m³</td> </tr> <tr> <td>計画流出土砂量</td> <td>840m³</td> </tr> </table> <p>出典 福井県土石流危険渓流カルテ</p> <p>評価 計画貯砂量は計画流出土砂量よりも大きいと考えられており、現状調査においても堆砂域に十分な余裕があることから、保全対象に影響はない判断できる。</p>	本流域 既往砂防施設	2基	砂防施設の計画貯砂量	2,498m ³	計画流出土砂量	840m ³		
本流域 既往砂防施設	2基							
砂防施設の計画貯砂量	2,498m ³							
計画流出土砂量	840m ³							

現地調査位置図 ($1/5,000$)





② 保全対象



③ 溪流の状況 小礫が堆積



④ 谷止工 1



⑤ 谷止工 1 堆砂



⑥ 谷止工 2



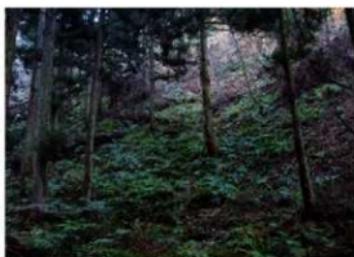
⑦ 谷止工 2 堆砂



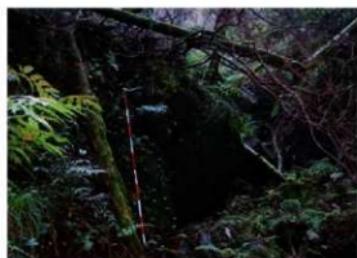
⑧ 谷止工 3



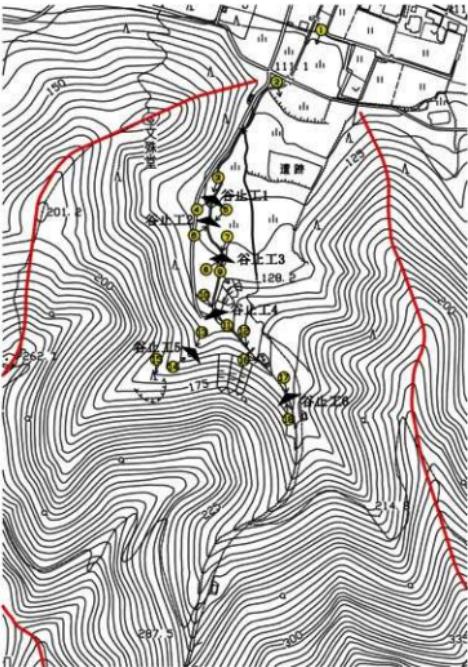
⑨ 谷止工 3 堆砂



⑩ 崖錐



⑪ 溪床沿いの露岩

南越前町阿久和	箇所名	居館跡
	砂防施設諸元 本流域 既往砂防施設 6基 (現地調査による) 砂防施設の計画貯砂量 ——m ³ 計画流出土砂量 ——m ³ ※土石流危険溪流カルテなし 平成20年度砂防指定地申請予定地	
評価 本渓流には6基の谷止めが設置されているが、そのうち5基は満砂になっている。 ただし、谷出口に位置する谷止工4には十分な余裕がある。今後は定期的に監視していく必要がある。		現地調査位置図 (1/5,000) 



② 保全対象（居館跡）



③ 谷止工 1



④ 谷止工 1 堆砂



⑤ 谷止工 2



⑥ 谷止工 2 堆砂



⑦ 谷止工 3



⑧ 谷止工 3 堆砂



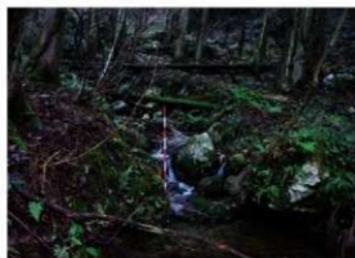
⑨ 溪床沿いの露岩



⑩ 谷止工 4



⑪ 谷止工 4 堆砂



⑫ 溪床



⑬ 谷止工 5



⑭ 谷止工 5 堆砂



⑮ 崩壊跡地



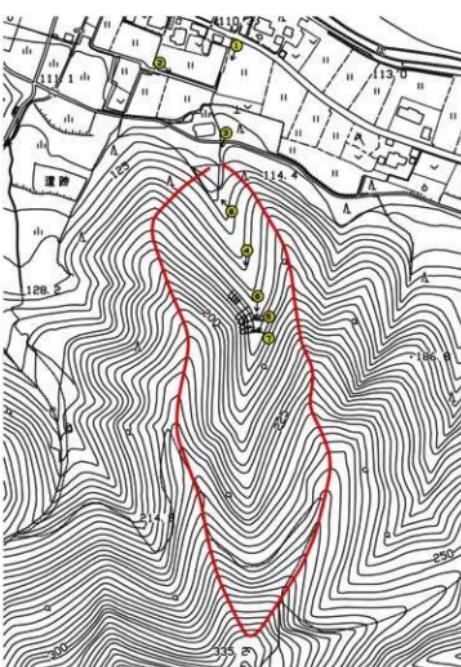
⑯ 崩積土



⑰ 谷止工 6



⑱ 谷止工 6 堆砂

南越前町阿久和	箇所名	稻葉谷
	砂防施設諸元 本流域 既往砂防施設 0基 砂防施設の計画貯砂量 ---m ³ 計画流出土砂量 ---m ³	稻葉谷
	<p>※福井県土石流危険渓流カルテはあるが、砂防施設がないため記載なし</p> <p>評価 砂防施設は設置されていない。渓流には転石が少なく、流出するような土砂も谷出口に認められる程度であり、危険性は低いと考えられる。ただし、中・上流域に分布する岩盤からの落石が渓流床に堆積する可能性があるため、今後監視が必要である。</p>	現地調査位置図 (1/5,000) 



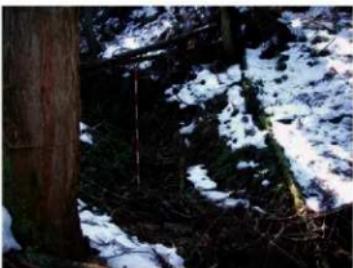
① 全景



② 保全対象



③ 溪床



④ 溪床勾配は緩い



⑤ 岩盤には亀裂が発達している



⑥ 中流域から溪床勾配が急になり、
溪流床に岩盤が露出



⑦ 表層崩壊跡

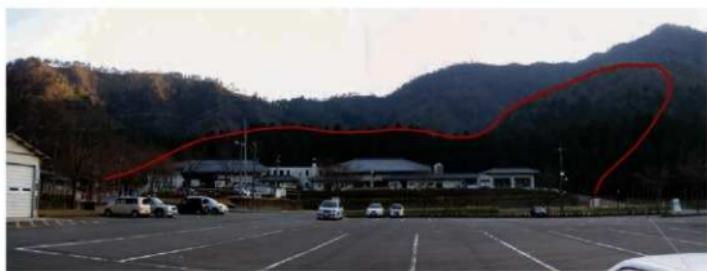


⑧ 谷出口の渓床堆積物 平坦地になっている

南越前町中小屋	箇所名	西居谷
 <p>砂防施設諸元 本流域 既往砂防施設 砂防施設の計画貯砂量 6,250m³ 計画流出土砂量 5,565m³</p> <p>出典 福井県土石流危険渓流カルテ</p> <p>評価 現況では、堆砂域に0.6m程の余裕があるが、今後、土砂の流出で満砂になる可能性はあるため、監視を続けていく必要がある。</p>		箇所名 西居谷

現地調査位置図 (1/5,000)





① 全景



② 保全対象（登山道）



③ 溪床



④ 谷止工



⑤ 谷止工 堆砂



⑥ 谷止工 堆砂



⑦ 溪床

南越前町中小屋	箇所名	居屋谷
	砂防施設諸元 本流域 既往砂防施設 3基 砂防施設の計画貯砂量 1,844m ³ 計画流出土砂量 2,737m ³ 出典 福井県土石流危険渓流カルテ 評価 現況では堆砂域に1.7~2.6m程度の余裕があるが、平成11年度の土石流調査結果に對し、谷止工の堆砂量が増加（未満砂高3.5→2.6m）しており、定期的に監視する必要がある。	

現地調査位置図 (1/5,000)





① 全景



② 保全対象（登山道）



③ 流路工



④ 床固工 1



⑤ 床固工 1 堆砂



⑥ 崩積土



⑦ 溪流には伐木が認められる



⑧ 谷止工 2



⑨ 谷止工 2 堆砂



⑩ 崩積土（古い）



⑪ 谷止工



⑫ 谷止工 堆砂

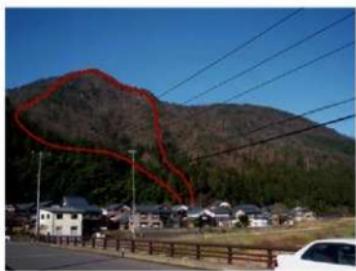


⑬ 露岩

南越前町社谷	箇所名	上野谷川
	砂防施設諸元 本流域 既往砂防施設 2基 砂防施設の計画貯砂量 29,958m ³ 計画流出砂量 3,360m ³ 出典 福井県土石流危険渓流カルテ 評価 砂防施設には、上游からの土砂と岩石がほとんど堆積しておらず、ほとんど斜面の崩壊が進行していないことがうかがえる。	

現地調査位置図 (1/5,000)





① 全景



② 保全対象（登山道）



③ 砂防指定地の看板



④ 谷止工 1



⑤ 谷止工 1 堆砂



⑥ 不明瞭な崩壊跡



⑦ 谷止工 2



⑧ 谷止工 2 堆砂



⑨ 溪床の状況

あとがき

本計画書は、史跡柿山城跡の現状と今後の保存管理と活用について、保存管理計画策定委員会で審議された結果をまとめたものです。まずは本計画を策定するにあたり、委員各位をはじめ、所管の文化庁記念物課、県教育庁文化課文化財保護室の皆様には、多大なご指導を頂き心から厚くお礼申し上げます。

山麓の阿久和地区に残る城下集落の解明や居館跡の整備活用については、これからがスタートですが、本計画書が今後の保存・活用の上で一つの指標となり、地域住民と行政の取り組みがいっそう高まるよう願うばかりです。

柿山城跡は、先人達の努力により今日まで大切に守り続けられて来ましたが、この貴重な文化遺産を後世に守り伝えていくことが今に生きる私たちに課せられた使命でもあります。今後ともなお一層のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

南越前町教育委員会事務局

史跡袖山城跡保存管理計画書

平成 20 年 3 月 発行

編集・発行 南越前町教育委員会事務局
福井県南条郡南越前町牧谷 29-15-1
TEL 0778-47-8005 FAX 0778-47-7010

印 刷 はーとふるカンパニー

杣山城跡
史跡指定区域図
(1/5,000)

